資料2-1 令和4年度修正 佐用町地域防災計画(風水害編)新旧対照表

質科 2 一 1	节和4年及修正 佐用町地域的火計画(風	小古柵/利口刈思衣	
項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第1編	第1款 他計画及びマニュアルとの関係	第1款 他計画及びマニュアルとの関係	県計画に基づき修正
第1章	6 避難勧告等の判断・伝達マニュアルとの関係	6 <u>避難指示</u> 等の判断・伝達マニュアルとの関係	・避難情報の名称変更
第2節	県では平成24年4月に「避難勧告等の判断・伝達	県では平成 24 年 4 月に「避難勧告等の判断・伝達	
(4P)	マニュアル作成ガイドライン」を策定した。それを	マニュアル作成ガイドライン」を策定した。それを	町の「避難勧告等の判
	受け佐用町において平成26年4月から「避難勧告等	受け佐用町において平成26年4月から「避難勧告等	断・伝達マニュアル」
	の判断・伝達マニュアル」の運用を開始した。	の判断・伝達マニュアル」の運用を開始した。その	は、国と県のガイドラ
		後、県では「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作	インを参考に見直しを
		成ガイドライン」の見直しを重ね、令和4年12月に	行い、「避難指示等の
		「避難判断ガイドライン(洪水・土砂災害・高潮	判断・伝達情報マニュ
		編)-避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成例	アル」として運用を開
		-」 (最新版) を策定した。町の「避難勧告等の判	始。
		断・伝達マニュアル」は、国の「避難情報に関する	
		ガイドラインの改定」(最新版)と県の「避難判断	
		ガイドライン」(最新版)を参考に見直しを行い、	
		「避難指示等の判断・伝達情報マニュアル」として	
		運用を開始している。	
	この「 <u>避難勧告</u> 等の判断・伝達マニュアル」に基	この「 <u>避難指示</u> 等の判断・伝達マニュアル」に基	
	づき、 <u>避難勧告</u> 等を発令する。	づき、 <u>避難指示</u> 等を発令する。	
第1編	4 指定公共機関	4 指定公共機関	時点修正
第2章	(略)、関西電力株式会社、KDDI株式会社、	(略)、関西電力 <mark>送配電</mark> 株式会社、KDDI株式	
第3節	ヤマト運輸株式会社 など	会社、ヤマト運輸株式会社 など	
(7P)	5 指定地方公共機関	5 指定地方公共機関	
	神姫バス株式会社、株式会社 <u>ウエスト</u> 神姫、	神姫バス株式会社、株式会社 <u>ウイング</u> 神姫、	
	(略)	(略)	
第1編	第3款 気 象	第3款 気 象	気象の統計による修正
第3章	2 気象統計	2 気象統計	・2016 年から 2021 年
第1節	長期統計による雨量、気温などの傾向をまとめ	長期統計による雨量 <u>については、</u> 佐用町には気象	までに佐用町役場の屋
(16P∼18P)	<u>た。</u> 佐用町には気象観測所としてアメダス佐用(佐	観測所としてアメダス佐用(佐用町円応寺)がおか	上に設置していた気象
	用町円応寺) がおかれているが、アメダス佐用は雨	れているが、アメダス佐用は雨量のみの観測であ	観測装置のデータは、
	量のみの観測であり、気温、風速などは観測してい	り、気温、風速などは観測していないので、データ	信憑性に欠けることか
	ないので、データが欠ける項は、気象観測装置(佐	が欠ける項は、気象観測装置(佐用町役場屋上)の	ら使用せず、2022年3
	用町役場屋上)及び西はりま消防組合佐用消防署	データを参考に示した。	月 23 日から観測を開始
	<u>(平成28年2月末まで)</u> のデータを参考に示し		した気象観測装置にお
	た。		

項

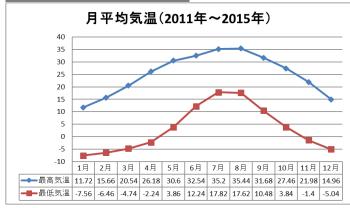
修正前

主な理由等ける気象データを示し

ている。

(1) 気 温

佐用町の気温として 2011 年から 2015 年の 5 年間 (円応寺西はりま消防組合佐用消防署) の気温データを示す。佐用町の最高気温は 36.7 で最低気温は-10.3 を記録している。年間平均最高気温は35.44 、年間平均最低気温は-7.56 である。気温の月較差(最高気温と最低気温の差)を見てみると、気温の較差が最も大きいのは 4 月; 28.42 (26.18 ~ -2.24 \sim) もっとも小さいのは 1 月; 19.28 (11.72 ~ -7.56 \sim) である。



(2) 降水量

佐用町の降水量として円応寺(気象庁佐用観測所)の降水量データを示す。佐用町の過去 5ヶ年の平均年間総降水量は、1,464.7mm で 6 月から 9 月に多く、冬場に少ない。最も<u>総</u>降水量が多かったのは、2013 年 9 月で 403.5mm であった。また 11 月~2 月までの月総降水量は 40~80mm 程度であった。

また、<u>平成21年</u>8月には414.5mmで日最大326.5mmを記録している。

年間総降水量は 2012 年 1,315mm、2013 年 1,536.5mm、2014 年 1,247mm、2015 年 1,635.5mm、2016 年 1,589.5mm と推移している。

(1) 気 温

佐用町の気温として 2022 年 3 月 23 日から同年 12 月 19 日の佐用 (佐用町役場屋上) の気温データを示す。佐用町の最高気温は 37.8 で最低気温は-7.2 で を記録している。気温の月較差(最高気温と最低気温の差)を見てみると、気温の較差が最も大きいのは 4 月 ; 31.0 (29.1 ~ -1.9 もっとも小さいのは 7 月 ; 18.7 (37.8 ~ 19.1) である。

修正後 (素案)



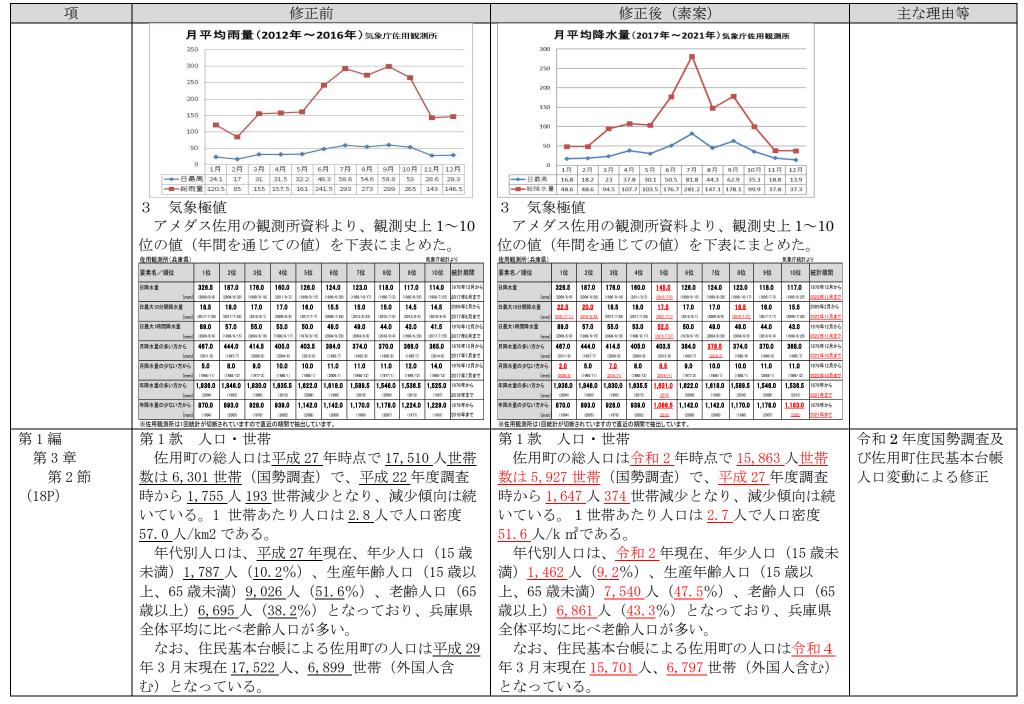
※ANEOS製 気象観測装置の観測開始日からのデータを使用

(2) 降水量

佐用町の降水量として円応寺(気象庁佐用観測所)の降水量データを示す。佐用町の過去5ヶ年の平均年間総降水量は、1,361.0mmで6月から9月に多く、冬場に少ない。過去5ヶ年で最も月降水量が多かったのは、2018年7月で378.5mmであった。また11月~2月までの月総降水量は70mm以下であった。

また、<u>2009年</u>8月には<u>月降水量</u>414.5mmで日最大326.5mmを記録している。

年間総降水量は 2017 年 1,435.0mm、2018 年 1,631.0mm、2019 年 1,086.5mm、2020 年 1,183.0mm、2021 年 1,469.5mm と推移している。



項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第 1 編 第 3 章 第 2 節 (19P)	第 3 款 交 通 2 高速自動車道 名 称 中国自動車道 佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジで、町中央(町役場)から 3 km の至便な位置にある。 播磨自動車道 播磨自動車道は、兵庫県たつの市から宍栗市へ至る高速道路(高速自動車国道)で播磨道と略される。相生市内で山陽自動車道から分岐し、たつの市新宮町光都地区の播磨科学公園都市までの1区間(12.8 km)が完成し、中国自動車道までの延伸が予定されている。鳥取自動車道 (中国横断自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を経由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており、最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。	第3款 交通 2 高速自動車道 特像・状況 名称 佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジで、町中央(町役場)から3kmの至便な位置にある。播磨自動車道は、山陽自動車道の播磨ジャンクション(兵庫県たつの市)から中国自動車道の宍栗ジャンクション(宍栗市)へ至る高速道路(高速自動車国道)で播磨道と略される。播磨自動車道の最寄りのインターチェンジは播磨新宮インターチェンジである。鳥取自動車道(中国横断自動鳥市で、長藤県佐用郡佐用町から岡山県を経由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからっながっており、最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。	播磨自動車道開通による時点修正
第 1 編 第 3 章 第 4 節 (48P~53P)	第1款 洪水浸水等想定 兵庫県による洪水ハザードマップ(兵庫県 <u>県土整備部土木局河川計画課</u>)により、千種川流域 <u>の洪水浸水想定結果をまとめた。</u> ハザードマップが想定している大雨の規模は次のとおりである。 対象水系:千種川水系対象区間:県管理区間対象河川:(略) 想定規模:概ね100年に1回程度起こる大雨で氾濫した場合を想定している。 雨量条件:1日総雨量265mm(以下省略)	第1款 洪水浸水等想定 1 洪水浸水想定(計画規模降雨) 兵庫県による洪水ハザードマップ(兵庫県土木部河川整備課)により、1日総雨量265mmの場合の千種川流域にかかる浸水状況を想定している。 ハザードマップが想定している大雨の規模は次のとおりである。 対象水系:千種川水系対象区間:県管理区間対象河川:(略) 想定規模:概ね100年に1回程度起こる大雨で氾濫した場合を想定している。 雨量条件:1日総雨量265mm計画規模降雨による浸水状況を示した町ハザードマップは、町ホームページに掲載している。 2 交通施設被害想定 佐用町全域に1日265mm雨が降った場合の千種川、佐用川、志文川及び支川に予想される浸水状況は次のとおりである。ただし、浸水区域は予測であり、雨の降り方や降る地域等により、浸水区域以外の場所で浸水するおそれがある。また、浸水状況の水深は、県から提供を受けた佐用町ハザードマップ(QGISソフトデータ)から予測している。	県の計画に基づき変更 ・計画規模降雨の ・想定最大規模降雨を 追加 ・土砂災害特別警戒 区域を追加 ・時点修正

項

修正前

佐用川流域の中国自動車道は浸水区域が通過しない

国道 179 号は佐用川右岸の<u>吉福、真盛、</u>早瀬などの 地区で冠水する可能性が高く、真盛では 2m以上 3m未

満の浸水区域と交わる。上上月三差路、力万、西大畠

の一部でも冠水する可能性が高い。国道373号は上流

よりでは中土居付近に冠水のおそれがある。平福地区や長谷地区の上流側でも路面近くまで冠水する可能性

がある。国道 373 号と国道 179 号と合流する上町交差

点の北でも国道373号が冠水するおそれがある。上月

以南は両岸部とも数mの浸水区間が多く国道 373 号は

各所で冠水し通行不能となる可能性が高い。円光寺~

久崎間が浸水区域となっていないのは平地がないためであり、実際には計画高水流量を超えるため、数m以上水位は増すのでこの区間についても国道 373 号の通

(4) 14-115

(1) 道路施設 ① 佐用川流域

佐用川流域の中国自動車道は浸水区域が通過しない ので問題はない。

修正後 (素案)

主な理由等

国道 179 号は佐用川右岸の早瀬地区で冠水する可能性が高い。上上月、西大畠の一部でも冠水する可能性が高い。国道 373 号は上流よりでは中土居付近に冠水のおそれがある。平福地区の上流側でも路面近くまで冠水する可能性がある。上月以南は各所で約1 m 冠水し通行不能となる可能性が高い。円光寺~久崎間が浸水区域となっていないのは平地がないためであり、実際には計画高水流量を超えるため、数m以上水位は増すのでこの区間についても国道 373 号の通行は困難になるものと見られる。

② 千種川流域

行は困難になるものと見られる。

(1) 道路施設

① 佐用川流域

ので問題はない。

旧南光町から千種川沿いに宍粟市と結ぶ県道 53 号線は上流の船越の門前から横坂にかけて 2m以上 3m未満の冠水が予測される。下流側でも西下野付近は橋梁を含む区間が 1m以上 2m未満の冠水が予想され、状況によっては長期に通行不能となる可能性がある。下徳久(鋳物師屋)付近で県道 53 号は 50 cm以上 1m未満の冠水が予想される。国道 179 号は林崎(太田井橋手前)から下徳久(下宿)にかけて 2m未満の冠水が予想され、交通は遮断される可能性がある。

中国自動車道は浸水区域を外れており千種川流域の浸水影響は受けない。

千種川下流域の幹線道路は、上郡〜上月〜佐用を結ぶ国道373号と、備前市から佐用町円光寺、同久崎を経て佐用町下徳久を結ぶ県道368号である。久崎〜円光寺間は国道373号と県道368号は重複している。国道373号は久崎〜家内間が最大4m未満の浸水区域となるため通行不能となる(久崎〜円光寺間については(1)佐用川流域の項を参照)。県道368号は千種川堤

② 千種川流域

旧南光町から千種川沿いに宍粟市と結ぶ県道 53 号線は上流の船越の門前から横坂にかけて一部で約 1mの 冠水が予測される。下流側でも西下野付近は橋梁を含む区間が約 1mの冠水が予想され、状況によっては長期に通行不能となる可能性がある。下徳久(鋳物師屋)付近で県道 53 号は 50 cm以上 1m未満の冠水が予想される。国道 179 号は林崎(太田井橋手前)から下徳久(下宿)にかけて 1m50 cm未満の冠水が予想され、交通は遮断される可能性がある。

中国自動車道は浸水区域を外れており千種川流域の浸水影響は受けない。

千種川下流域の幹線道路は、上郡〜上月〜佐用を結ぶ国道373号と、備前市から佐用町円光寺、同久崎を経て佐用町下徳久を結ぶ県道368号である。久崎〜円光寺間は国道373号と県道368号は重複している。国道373号は久崎〜家内間が1m以上1m50cm未満の浸水区域となるため通行不能となる(久崎〜円光寺間については(1)佐用川流域の項を参照)。県道368号は

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	防上の道路であるので浸水発生時には全線が通行不能	千種川堤防上の道路であるので浸水発生時には全線が	
	となる。	通行不能となる <u>可能性がある</u> 。	
	③ 志文川流域	③ 志文川流域	
	(略)	(略)	
	国道 179 号は志文川沿いの山際を通っている。本郷	国道 179 号は志文川沿いの山際を通っている。本郷	
		川と角亀川合流点手前の三日月、茶屋の一部で 50 cm未	
	満の冠水が予測される。それ以外の路線は、浸水区域	満の冠水が予測される。それ以外の路線は、浸水区域	
	と重なっていないので通行が不能となる事態は避けら	と重なっていないので通行が不能となる事態は避けら	
	れるものと予測される。ただし、末廣付近で国道179	れるものと予測される。ただし、町道新宿中安線は、	
	<u>号付近</u> が浸水区域 <u>の端</u> となっているので徐行ないしー	末廣 <u>(島脇)</u> 付近が浸水区域となっているので徐行な	
	時的な通行止めの可能性はある。末廣から中島の区間は、土井、安川、米田、中島で、50・円以上、4・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いし一時的な通行止めの可能性はある。末廣から中島	
	は、土井、安川、米田、中島で、50 cm以上 <u>4</u> m未満の 冠水が予想される。	の区間は、土井、安川、米田、中島で、50 cm以上 <u>2</u> m 未満の冠水が予想される。	
	2 鉄道施設 (2) (3) (3) (4) (3) (4)	木価の型がかり思される。 (2) 鉄道施設	
	(略)		
	② 千種川流域	② 千種川流域	
	(略)智頭急行線は全線が1m以上3m未満の浸水区	(略)智頭急行線は <mark>久崎・家内地区で1m以上3m未</mark>	
	域を通る。 (略)	満の浸水区域を通る。(略)	
	③ ~④ (略)	③ ~④ (略)	
		3 洪水浸水想定(想定最大規模降雨)	
		兵庫県による洪水ハザードマップ(兵庫県土木部	
		河川整備課)により、1日総雨量578 mmの場合の千	
		<u>種川流域の洪水浸水想定を想定している。</u>	
		とおりである。	
		対象水系:千種川水系	
		対象区間:県管理区間	
		対象河川:千種川、佐用川、志文川、秋里川、大	
		日山川、須安川、幕山川、桜山川、大	
		<u>地川、熊井川、山田川、江川川、西河</u>	
		内川、淀川、末包川、金近川、長谷	
		川、庵川、滝谷川(佐用川支川)、東	
		谷川、滝谷川、大下り川、弦谷川、角	
		亀川、本郷川、鎌倉川、鞍居川 など	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
		想定規模: 概ね 1000 年に1回程度起こる大雨で氾	
		<u>濫した場合を想定している。</u>	
		想定最大規模降雨による浸水状況を示した町ハザ	
		<u>ードマップは、町防災計画資料編及び町ホームペー</u>	
		<u>ジに掲載している。</u>	
	3 土砂災害	4 土砂災害	
	(1) 危険箇所等の定義	(1) 危険箇所等の定義	
	①土砂災害警戒区域	①土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
	土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生し	土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生し	
	た場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるお	た場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるお	
	それがあると認められる区域である。	それがあると認められる区域である。	
		土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発	
		生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命	
		又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で	
		<u>55.</u>	
	土砂災害警戒区域の指定は、土砂災害の発生危険	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指	
	度を示すものではなく、土砂災害警戒区域に指定さ	定は、土砂災害の発生危険度を示すものではなく、	
	れていないからといって安全であるとは言えない。	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定	
	また、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊による	されていないからといって安全であるとは言えな	
	土砂災害を想定しており、想定範囲内であれば土砂	い。また、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊に	
	災害は警戒区域の範囲内に収まるが、表層崩壊以上	よる土砂災害を想定しており、想定範囲内であれば	
	の深層崩壊が発生した場合には、土砂災害警戒区域	土砂災害は警戒区域の範囲内に収まるが、表層崩壊	
	の範囲を超えて被害が及ぶことも考えられる。	以上の深層崩壊が発生した場合には、土砂災害警戒	
		区域の範囲を超えて被害が及ぶことも考えられる。	

項			修」	E前				修正後	(素繁	差)	主な理由等
	管轄省 庁 及び業 務	危険地区、危険箇所 等の名称及び箇所数	関係法令	定義	管轄省所及び業利 国土交通(砂防)	务 の名	区、危険箇所等	関係法令	急傾斜均	定 義 地の崩落に伴う土石等の移動等に	
	国土交通省 (砂防)	土砂災 害 警戒区 域 急傾斜地 の 崩 壊	土砂災害防止法土砂災害防止法	土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域 傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜 地で、斜面上部(斜面の上端から10m以		土砂災:	急傾斜地	土砂災害 防止法	常の建築 の生命3 おそれの	築物に作用する力の大きさが、通 築物が土石等の移動に対して住民 又は身体にに著しい危害が生ずる のある崩落を生ずることなく耐え のできる力を上回る区域(※1)	
		(540 箇所) 地 す べ り (9 箇所)	土砂災害防止法	内)、斜面及び斜面下部 (斜面の下端から 斜面の高さの2倍以内) の区域 地すべりが発生しているあるいは地すべ りが発生するおそれがある区域のうち、 河川、道路、公共建物、人家等に被害を与 えるおそれのある箇所		土砂災:警戒区:		拉直	て、扇頂 以上の国 ①傾斜 の区域(10m以F	度が30度以上で高さが5m以上 ②急傾斜地の上端から水平距離が 内の区域③急傾斜地の下端から急	
							地 すべ (9 箇所)	防止法	便斜地(は 50m) ①地すべ 又は地っ 地すべい さに相当	の高さの2倍(50mを越える場合)以内の区域 ペリロ域(地すべりしている区域 オンリナるおそれのある区域)② り区域下端から地すべり地塊の長当する距離(250mを越える場合は の範囲内の区域	
	※ 1 (ℍ	略)			※1 ※2 <u>頂点</u>		とは、海	<u>「道が山</u>	間部か	ゝら出て扇状地が始まる	<u>5</u>
	②山地 (説明	災害危険地区 略)	<u> </u>			地災害 月 略)	危険地[<u>X</u>			_
	管轄省 庁及び 業務	危険地区、危険箇所 等の名称及び箇所数	関係法令	定義		管轄省 庁及び 業務	危険地区、危 等の名称及び	箇所数	周 係法令	定義	
		山地災害 危険地区 (179 箇 所) 崩壊士砂 流 出 危険地区 (226 箇 所) 地すべり 危険地区 (10 箇所)	森林法及び地すべり等防止法	らみて、山腹崩壊により人家、公共施		林野庁(治山)	危険地区 名	1)険地区 地	すべり等	地形 (傾斜、土層深)、地質、林沢等 らみて、山腹崩壊により人家、公共 設に被害を与えるおそれがある地区 地形 (傾斜、土層深、渓床勾配)、上 質、林沢等からみて山腹崩壊等により 発生した土砂が土石流となって流し、人家、公共施設に被害を与える。 それのある地区 地すべりが発生しているあるいは すべりが発生するおそれがある区域 のうち、公共施設等に被害を与える。 それのある地区	他 也 2 日 3 日 3 日 4 世 数 4
	③土砂 (略)	災害危険箇別	Ť		③土		危険箇	折			
		定区域(地す	一べり防	5止区域等)	, , , , ,		域(地)	すべり	方止区	[域等)	

項			修正	前
	管轄省庁 及び業務	危険地区、危険箇所 等の名称及び箇所数	関係法令	定義
	国土交通省	地すべり防止区域	地すべり等	地すべり危険箇所のうち、法律に基づく
	(砂防)	(2 箇所)	防止法	指定を受け防災対策を進めている箇所を いいます
		急傾斜地崩壊	急傾斜地の	急傾斜地崩壊危険箇所と同じ。
		危険区域	崩壊による	急傾斜地法第7条により行為の制限が及
		(<u>20</u> 箇所)	災害の防止	ぶことになります。
			に関する法律	

⑤表層崩壊及び深層崩壊 (略)

(2) 基礎調査

「土砂災害危険箇所」の基礎調査では 1/25,000 地形 図を使用し土砂災害のおそれのある箇所を把握していますが、「土砂災害警戒区域」の基礎調査では最新の航空写真から作成した 1/2,500 地形図を使用し土砂災害のおそれのある地域を把握しているため、調査精度は大幅に向上しています。したがって、「土砂災害危険箇所」で示した範囲と、「土砂災害警戒区域」で示した範囲とは異なる場合があります。

(3) 土砂災害想定

佐用町は、土砂災害防止法の「土砂災害警戒区域 (急傾斜地)」は540 箇所、「土砂災害警戒区域 (土石流)」は395 箇所、地すべり危険地区9 箇所 の指定があり、砂防三法に基づき、国土交通省が調 査する「土砂災害危険個所」は、土石流危険渓流 396 箇所、地すべり危険箇所9 箇所、急傾斜地崩壊 危険箇所547 個所ある。また、林野庁の山地災害危 険地区調査による「山地災害危険地区(山腹崩 壊)」は179 箇所、山地災害危険地区(崩壊土砂流 出)は226 箇所、地すべり危険地区は10 箇所あ る。

このように佐用町の多くの地域は「土砂災害警戒 区域」、「土砂災害危険箇所」、「山地災害危険地

	多五次 (水水)					
	管轄省庁 及び業務	危険地区、危険箇所 等の名称及び箇所数	関係法令	定義		
ı	国土交通省	地すべり防止区域	地すべり等	地すべり危険箇所のうち、法律に基づく		
ı	(砂防)	(2 箇所)	防 止 法	指定を受け防災対策を進めている箇所を		
ı				いいます		
		急傾斜地崩壊	急傾斜地の	急傾斜地崩壊危険箇所と同じ。		
		危険区域	崩壊による	急傾斜地法第7条により行為の制限が及		
ı		(<u>31</u> 箇所)	災害の防止	ぶことになります。		
			に関する法律			

修正後 (素案)

主な理由等

⑤表層崩壊及び深層崩壊 (略)

(2) 基礎調査

「土砂災害危険箇所」の基礎調査では 1/25,000 地形図を使用し土砂災害のおそれのある箇所を把握していますが、「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」の基礎調査では最新の航空写真から作成した 1/2,500 地形図を使用し土砂災害のおそれのある地域を把握しているため、調査精度は大幅に向上しています。したがって、「土砂災害危険箇所」で示した範囲と、「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」で示した範囲とは異なる場合があります。

(3) 土砂災害想定

佐用町は、土砂災害防止法の「土砂災害警戒区域 (急傾斜地)」は540箇所、「土砂災害警戒区域 (土石流)」は395箇所、地すべり危険地区9箇所 の指定があり、「土砂災害特別警戒区域」は、急傾 料地の崩落57箇所、土石流21箇所の指定がある。 砂防三法に基づき、国土交通省が調査する「土砂災 害危険個所」は、土石流危険渓流396箇所、地すべり危険箇所9箇所、急傾斜地崩壊危険箇所547個所ある。また、林野庁の山地災害危険地区調査による「山地災害危険地区(崩壊土砂流出)は197箇所、山地災害危険地区(崩壊土砂流出)は378箇所、地すべり危険地区は10箇所ある。

このように佐用町の多くの地域は「土砂災害警戒 区域」、「土砂災害危険箇所」、「土砂災害特別警

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	区」に指定されており、雨量等の状況により、広範	<u>戒区域」</u> 、「山地災害危険地区」に指定されてお	
	囲に土砂災害の危険が予想される。	り、雨量等の状況により、広範囲に土砂災害の危険	
		が予想される。	
	(以下略)	(以下略)	
第1編	第1款 危険箇所	第1款 危険箇所	土砂災害特別警戒区域
第3章	■ 佐用町の災害危険箇所(出典:県防災計画資料編など)	■ 佐用町の災害危険箇所(出典:県防災計画資料編など)	を追加
第5節	地域 佐田地域 上日地域 南光地域 三日日地域 合 計	区分 佐用地域 上月地域 南光地域 三日月地域 合 計	時点修正
(54P)	区分 重要水防箇所(国·県) 1 0 5 6 12	重要水防箇所(国·県) 1 0 5 6 12	47///
(341)	生安水的固剂 (国 · 宋/) 1 0 5 6 12 12 12 13 62 59 395	土砂災害 土石流 21 21	
	土砂災害	特別警戒区域 (H30.3.30)	
	警戒区域 地すべり 4 4 1 0 9	<u> 地すべり</u> <u> 0</u>	
	山腹崩壊危険地区 <u>86</u> <u>50</u> <u>17</u> <u>26</u> <u>179</u>	土砂災害 土石流 161 113 62 59 395 警戒区域 急傾斜地 164 181 111 84 540	
	山地災害	(H30.3.30) 地すべり 4 4 1 0 9	
	危険地区 地域 15 30 30 2 10	山 地 災 害 山腹崩壊危険地区 <u>92</u> <u>52</u> <u>25</u> <u>28</u> <u>197</u>	
	土石流危険渓流 161 113 63 59 396	た 険 地 区	
	土砂災害 地すべり危険箇所 4 4 1 0 9		
	危険箇所 急傾斜地崩蒸危険箇所 164 188 111 84 547	土砂災害 土石流危険渓流 161 113 63 59 396 危険箇所 地すべり危険箇所 4 4 1 0 9	
		(R3. 9. 3) 急傾斜地崩壊危険箇所 164 188 111 84 547	
	第2款 法指定区域 ■佐用町の法指定区域 世域 佐用地域 上月地域 南光地域 三日月地域 合 計	第2款 法指定区域 ■佐用町の法指定区域 区分	
第2編 第1章 第3節 (56P)	災害による被害を未然に防ぎ、又は最小限に抑え、 堅牢でしなやかな地域防災基盤を整備するため、以 下の事項を中心に防災基盤整備の内容等を明示す る。	災害による被害を未然に防ぎ、又は最小限に抑え、 堅牢でしなやかな地域防災基盤を整備するため、以 下の事項を中心に防災基盤整備の内容等を明示す る。 <u>また、平常時より、災害による被害が予測される空</u>	県計画に基づく修正 ・災害による被害が予 測される空き家等の状 況の確認に努める記述 を追加

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
		き家等の状況の確認に努めるものとする。	
第 2 編 第 2 章 第 3 節 (58P~60P)	第2款 防災訓練 町及び防災関係機関は、防災訓練を実施し防災力 の向上に努める。また、訓練結果の事後評価を行う とともに、課題を明らかにし、その改善に努め災害 対策の充実強化を図る。 防災訓練については、様々な災害パターンや複合 災害を想定して実施し、あらゆる災害に対し臨機応 変に対応できるよう備える。(以下略)	第2款 防災訓練 町及び防災関係機関は、防災訓練を実施し防災力 の向上に努める。また、訓練結果の事後評価を行う とともに、課題を明らかにし、その改善に努め災害 対策の充実強化を図る。 防災訓練については、様々な災害パターンや複合 災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、そ れらの影響が複合化することにより、被害が深刻化 し、災害応急対応が困難になる事象)を想定して実	県計画に基づく修正 ・複合災害の説明を追加 ・感染症対策を踏まえ た避難所開設・運営訓 練に関することを追加
	1 (略) 2 総合防災訓練 (1)~(3)略 (4) 地域連携訓練 地域防災力の向上等を図るため、家庭、自主防災組 織、学校、事業所等が主体的に避難、避難所開設等の 訓練を実施する。	施し、あらゆる災害に対し臨機応変に対応できるよう備える。(以下略) 1 (略) 2 総合防災訓練 (1)~(3)略 (4) 地域連携訓練 地域防災力の向上等を図るため、家庭、自主防災組織、学校、事業所等が主体的に避難、避難所開設等の訓練を実施する。このとき、新型コロナウイルスなどの感染症対策に十分に配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努めることとする。	
第2編 第2章 第4節 (61P~62P)	第1款 県や他市町との連携強化 2 広域防災対応計画の検討・推進 (2) 災害時の相互応援協定等 応援協定・党書名称 兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協 産産・受事を利力を持ちます。 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定 H18.7.1 兵庫県2市2町岡山県2市1村 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定 H18.11.1 兵庫県及び県内市町 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定 日17.9.1 兵庫県、県内市町及び関係一部事務組合 兵庫県水道災害相互応援に関する協定 日10.3.16 日本協県支部及び県簡水協会 指磨広域連携防災協定 H24.8.30 播磨地域12市9町 災害時等の応援に関する申し合わせ H24.11.15 国土交通省近畿地方整備局	第1款 県や他市町との連携強化 2 広域防災対応計画の検討・推進 (2)災害時の相互応援協定等 応援協定・覚書名称	協定追加による時点修 正

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第 2 編 第 2 章 第 4 節 (63P)	第2款 防災関係機関の連携強化 (略) 町、県、放送機関は、災害時における連絡方法、 <u>避</u> <u>難勧告</u> 等の内容についてあらかじめ定めるととも に、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作 成し共有するよう努める。	第2款 防災関係機関の連携強化 (略) 町、県、放送機関は、災害時における連絡方法、 <u>避</u> 難指示等の内容についてあらかじめ定めるととも に、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作 成し共有するよう努める。	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更
第 2 編 第 2 章 第 4 節 (63P~64P)	第3款 その他の関係機関との連携強化 ■ 関係機関との応援協定等 応援協定名称 (略) 「略) 「略) 「略) 「略) 「の) 「の) 「の) 「の)	第3款 その他の関係機関との連携強化 ■ 関係機関との応援協定等 応援協定名称 (略) 災害時等における無人航空機の運用に関 する協定 災害時における地図製品等の供給等に関 する協定書 災害時における応急生活物資の供給 に関する協定書 災害時における施設等の利用に関する協定 度要等の対象を表している。 災害時における施設等の利用に関する協定 度を表している。 (略) (略) (本式会社ドローンの窓口 (本式会社ゼンリン関西支社 (本式会社ゼンリン関西支社 (本式会社ゼンリン関西支社 (本式会社ゼンリン関西支社 (本式会社・フバックス株式会社・フバックス株式会社・フバックス株式会社・フバックス株式会社・フバックス株式会社 (本式会社の関する協定書 (本式会社の会社の事業を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	協定追加による追加
第 2 編 第 2 章 第 4 節 (64P)	第4款 受援体制 町は、関係機関や県外からの応援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧期までを見据えた受援マニュアルを事前に作成する。応援先・受援先の指定、連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。 ※ 詳細については、町災害時受援計画に記載する。	第4款 受援体制 町は、関係機関や県外からの応援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧期までを見据えた受援マニュアルを事前に作成する。応援先・受援先の指定、連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。 なお、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。 ※ 詳細については、町災害時受援計画に記載する。	県計画に基づく修正 ・新型コロナウイルス 感染症対策に関すること
第2編 第2章 第4節		第5款 広域避難・広域一時滞在の体制の整備 町は、県とともに大規模広域災害の恐れがある場 合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は	県計画に基づく修正

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
(64P)		広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体	・広域避難・広域一時
		との応援協定の締結や、広域避難における居住者等	滞在の体制の整備に関
		及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に	すること
		実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定	
		公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者へ	
		の運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・	
		受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。	
		また、町及び県、その他防災関係機関は、関係者	
		間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレ	
		<u>ーション等を定めておくよう努める。</u>	
第2編	第1款 防災情報機器による情報収集	第1款 防災情報機器による情報収集	県計画に基づく修正
第2章	1 (略)	1 (略)	・河川カメラ名称変更
第6節	2 河川情報システム	2 河川情報システム	
(65P)	町(企画防災課)は、水位ライブモニタリングシ	町(企画防災課)は、水位ライブモニタリングシ	
	ステム「水守」により、河川監視カメラ映像等で状	ステム「水守」により、河川 <u>ライブ</u> カメラ映像等で	
	況を確認する。	状況を確認する。	
	3 (略)	3 (略)	
第2編	4 防災情報提供システムによる防災情報の収集	4 気象庁ホームページによる防災情報の収集	県計画に基づく修正
第2章	町(企画防災課)は、防災情報提供システムによ	町(企画防災課)は、気象庁ホームページによ	・防災情報提供システ
第6節	り、流域雨量指数、大雨警報(浸水害)、洪水警報	り、気象警報・注意報等の警戒期間、キキクルによ	ムによる情報収集から
(65P)	の危険度分布、警報・注意報(図表形式)、土砂災	る浸水等の危険度分布情報、流域雨量指数の予測値	気象庁ホームページに
	<u>害警戒判定メッシュ情報等の情報を取得する。</u>	などの情報を取得する。	よる情報収集に変更
	(1) 大雨警報(浸水害)、洪水警報の危険度分布	(1) 気象警報・注意報等の警戒期間	
	(2) 流域雨量指数	(2) 浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度	
	(3) 土砂災害警戒判定メッシュ情報	分布)、洪水キキクル(洪水警報の危険度分	
	(4) 警報・注意報 (図表形式)	布)、流域雨量指数の予測値	
	(5) レーダー・降水ナウキャスト など	(3) 土砂災害警戒情報	
		(4) 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険	
		度分布)	
		(5) 雨雲の動き、今後の雨など	
第2編	第3款 情報伝達手段の整備	第3款 情報伝達手段の整備	県計画に基づく修正
第2章	6 公共情報コモンズ	6 <u>Lアラート(災害情報共有システム)</u>	・システム名称変更
第6節			
(66P)			

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第2編	3 コミュニティ防災拠点の配置	3 コミュニティ防災拠点の配置	語句の統一
第2章	災害時における地域住民の避難所及び防災活動拠	災害時における地域住民の避難所及び防災活動拠	コミュニティ防災拠点
第7節	点となり、避難と救援の接点としての機能を確保す	点となり、避難と救援の接点としての機能を確保す	は、指定避難所及びそ
(67P)	る拠点として、町内の小学校をコミュニティ防災拠	る拠点として、町内の小 <mark>中</mark> 学校 <mark>等</mark> をコミュニティ防	の他公共施設(資料編
	点として位置づける。	災拠点として位置づける。	一覧のとおり)となる
	4 佐用町の防災拠点	4 佐用町の防災拠点	ため、箇所数(10箇所)
	区分 施設名 所在地 電話 (略) (略)	区分 施設名 所在地 電話 (略) (略)	を削除
	コミュニティ 防災 拠点 町内の小中学 所在地及び電話番号等は、町防災計画資料編 第2編 「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救	コミュニティ 防災拠点 町内の小中学 所在地及び電話番号等は、町防災計画資料編 第2編 「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救	
	防 災 拠 点 校等 (10 箇所) 「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」	が 次 拠 点 校等	
第2編	 第2款 災害医療体制等の整備	 第2款 災害医療体制等の整備	県計画に基づく修正
第2章	2 患者の搬送途上において、高度な応急処置を行	2 患者の搬送途上において、高度な応急処置を行	・用語の適正化
第9節	うことができる救急救命士の計画的な養成を推進す	うことができる救急救命士の計画的な養成を推進す	
(71P)	るとともに、県、二次医療圏内の医師会・医療機関	るとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関	
, ,	等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の	等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の	
	確立を図る。	確立を図る。	
第2編	電話、電気、ガス等の関係機関との連絡体制を確	電話、電気、ガス等の関係機関との連絡体制を確	県計画に基づく修正
第2章	立し、災害情報及び対策情報を共有する。	立し、災害情報及び対策情報を共有する。	・倒木等によりライフ
第 10 節	また、上下水道のライフライン施設の防災性及び	また、上下水道のライフライン施設の防災性及び	ライン関係施設等に支
(71P)	代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを	代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを	障が生じる場合の対策
	目指す。	目指す。	を追加
	$1 \sim 3$ (略)	1~3 (略)	
		4 町(総務課・企画防災課・建設課・上下水道	
		課)は、倒木等によりライフライン関係施設等に支	
		<u>障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつ</u> つ、ライフライン関係機関との事前伐採等による予	
		防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の	
		連携の強化に努める。	
第2編	第1款 避難及び避難誘導	第1款 避難及び避難誘導	県計画に基づく修正
第2章	大規模災害時、広大な町域における職員による避	大規模災害時、広大な町域における職員による避	・避難に関する情報の
第 12 節	難誘導は困難であるため、町は住民に対し、平時か	難誘導は困難であるため、町は住民に対し、平時か	記述修正等による修正
(72P)	ら避難場所や避難経路をあらかじめ検討して把握す	ら避難場所や避難経路をあらかじめ検討して把握す	
	るよう周知する。	るよう周知する。	
		住民は、「マイ避難カード」等を活用し、あらかじ	
		め自らの <u>避難の種類(待避・垂直避難・水平避難)</u>	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	住民は、あらかじめ自らの避難場所、避難経路等	☆避難場所、避難経路等を把握しておき、災害時に	
	を把握しておき、災害時に安全な <u>経路を選択</u> できる	安全な <mark>避難が</mark> できるように努める。	
	ように努める。		
	避難においては、住民や自治会及び自主防災組織、	避難においては、住民や自治会及び自主防災組織、	
	消防団等が協力し避難誘導に努める。	消防団等が協力し避難誘導に努める。	
	特に、早い段階での避難の開始が必要な災害時避	特に、早い段階での避難の開始が必要な災害時避	
	難行動要支援者に対しては、 <u>避難準備・高齢者等避</u>	難行動要支援者に対しては、 <u>高齢者等避難</u> が発令さ	
	<u>難開始</u> が発令された場合、災害時避難行動要支援者	れた場合、災害時避難行動要支援者を支援する地域	
	を支援する地域支援者が速やかに避難誘導を行う。	支援者が速やかに避難誘導を行う。	
	※ 避難の考え方は、第3編「災害応急対策計画」第7	※ 避難の考え方は、第3編「災害応急対策計画」第7	
	章「被災者の救助救急、各種支援」並びに、佐用町避難判	章「被災者の救助救急、各種支援」並びに、佐用町避難判	
At a Visi	断マニュアル (H26.4.1 運用開始) 参照	断マニュアル (H26.4.1 運用開始) 参照	*:中の ケー
第2編	第2款 避難所の設定	第2款 避難所の設定	表現の修正
第2章	3 福祉避難所	3 福祉避難所	県計画に基づく修正
第 12 節	避難所には災害時避難行動要支援者に対応した設	避難所には災害時避難行動要支援者に対応した設	・福祉避難所への受け
(72P∼73P)	備が整っていない箇所もあるため、町は、一般の避難	備が整っていない箇所もあるため、町は、一般の避難	入れ対象者を特定する
	所とは別に、あらかじめ福祉避難所を選定し指定す	所とは別に、あらかじめ福祉避難所を選定し指定す	ように努めるなどを追
	るよう努める。	るよう努める。	加
	福祉避難所は、町内で設備の整った社会福祉施設の中から選索するよりは、ためない	福祉避難所は、町内で設備の整った社会福祉施設の中からアマナストルオス・佐部等理者の理解なれ	
	の中から選定するとともに、施設管理者へ理解を求	の中から選定するとともに、施設管理者へ理解を求	
	め、協力の得られた施設 <u>を</u> あらかじめ福祉避難所と	め、協力の得られた施設 <u>と</u> あらかじめ福祉避難所と	
	して <u>指定しておく</u> 。	して <u>協定を結んでおく</u> 。 町(健康福祉課、高年介護課)は、福祉避難所に受	
		八九を想定していない避難者が避難してくることが	
		<u>へれを心足していない</u>	
		<u>ないよう、必要に応して、めらかしの支入れ対象有を</u> 特定するよう努める。	
		<u>特定するよう劣める。 </u> 町(健康福祉課、高年介護課)は、福祉避難所で受	
		け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難	
		かべんなべき安配慮有を事前に調金の工、	
		<u>計画等を作成し、委配應有が、避難が必要となった際</u> に福祉避難所へ直接避難することができるよう努め	
		<u>に価値無対へ直接避難することができるよう劣め</u> るものとする。	
第2編	 	<u>るものとする。</u> 4 一時避難所	 一時避難所について
第2章		4 	は、第3篇 災害応急
第 12 節		<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	対策計画に記載してい
(73P)		「緊急的な避難先」ともなる。一時避難所は、平時	るが、第2編災害予防
(101)		<u>「米心町は魅儿」とひなる。 时煙粃別は、芋时</u>	つか、知る柵火百丁別

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
		に各自治会で地域の中で可能な限り安全な集会所や	計画において、平時に
		公共施設、住家など選択しておく。	各自治会で選定してお
			くことなどを追加
第2編		5 広域避難及び広域一時滞在への配慮	県計画に基づく修正
第2章		町(企画防災課、教育委員会、総務課)は、指定避	・ 広域避難及び広域一
第 12 節		難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞	時滞在への配慮を追加
(73P)		在の用にも供することについて定めるなど、他の市	
		町からの被災住民を受け入れることができる避難所	
		を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管	
		理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供す	
		る避難所になりうることについて予め同意を得るよ	
		<u>う努める。</u>	
		また、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規	
		模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞	
		在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広	
		域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が	
		円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結な	
		ど、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手	
数 0/词		順等を定めるよう努める。	<u>国利亜に甘さん修工</u>
第2編		6 留意事項	県計画に基づく修正
第2章 第12節		○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合	・留意事項を追加
(73P)		や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平	
(131)		常時から関係課(企画防災課、健康福祉課、教育委員	
		会)が連携する。また、避難所での3密(密閉・密集・	
		密接)を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館	
		等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開	
		設に努める。	
		○指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる	
		場合においては、特定の災害時は当該施設に避難す	
		ることが不適当である場合があることを日頃から住	
		民等へ周知徹底するよう努める。	
		○自動車避難又は車中泊避難については、推奨す	
		るものではないが、ペット避難、コロナ禍での自宅療	
		養者等の避難先として活用する可能性もあることか	
	1	Z H 1	<u> </u>

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
		ら、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。	
第2編	第1款 施設、設備の整備	第1款 施設、設備の整備	県計画に基づく修正
第2章	避難所となる施設は、耐震・浸水対策やバリアフリ	避難所となる施設は、耐震・浸水対策やバリアフリ	・避難所の施設・設備
第 13 節	一化の対策を行うとともに、そこが避難所であるこ	一化の対策を行うとともに、そこが避難所であるこ	の整備に当たり、要配
(73~74P)	とが誰にでも分かるよう看板等の設置に努める。	とが誰にでも分かるよう看板等の設置に努める。	慮者へ十分に配慮する
	避難所には、災害時においても最低限の住民生活	避難所には、災害時においても最低限の住民生活	旨を追加
	を維持し、避難生活や管理運営を良好に行うことが	を維持し、避難生活や管理運営を良好に行うことが	
	出来る設備(避難者スペース、ライフラインの確保、	出来る設備(避難者スペース、ライフラインの確保、	
	備蓄倉庫、物資の備蓄、情報収集機器等)を整備する	備蓄倉庫、物資の備蓄、情報収集機器 <u>、非常用発電機</u>	
	など、計画的に施設整備を推進する。	等)を整備するなど、計画的に施設整備を推進する。	
		避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、	
		障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配	
		慮することとする。特に、医療的ケアを必要とする	
		者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の	
		電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものと	
		<u>する。</u>	
	また、小中学校の統廃合に併せ避難所となる施設	また、小中学校の統廃合に併せ避難所となる施設	
	を検討するとともに、設備等の整備を計画的に推進	を検討するとともに、設備等の整備を計画的に推進	
titi.	する。	する。	
第2編	第3款 避難所運営組織の育成	第3款 避難所運営組織の育成	避難所開設の際、教職
第2章	町(教育委員会)は、自治会、自主防災組織等の	町(教育委員会)は、自治会、自主防災組織等の	員による避難所支援
第 13 節	協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど、円滑	協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど、円滑	が、過度の業務となら
(74P)	な避難所運営体制の整備に努め、自主運営体制の確	な避難所運営体制の整備に努め、自主運営体制の確	ないよう配慮する内容
	立を図る。	立を図る。	を追加
	教職員は、災害救助法第2条の規定に該当する災	教職員は、災害救助法第2条の規定に該当する災	
	害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な	害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な	
	災害で学校に避難所が開設された場合、7日以内を	災害で学校に避難所が開設された場合、7日以内を	
	原則として、避難所運営に従事できる。	原則として、避難所運営に従事できる。	
		ただし、学校の重要な役割は、生徒の安全を確保することに対象の正規について入れるは、	
		ること、学校の再開に向けて全力を注ぐことである。	
		ため、避難所支援は、過度の業務とならないよう状況	
//x 0 //=		により判断する。	旧引声に甘づり屋子
第2編	第5款 避難勧告等判断・伝達マニュアルの整備	第5款 <u>避難指示</u> 等判断・伝達マニュアルの整備	県計画に基づく修正
第2章			・避難情報の名称変更

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第 13 節	町(企画防災課)は、避難情報の発令や住民への	町(企画防災課)は、避難情報の発令や住民への	
$(74P \sim 75P)$	伝達に資するため、県の「避難勧告等の判断・伝達	伝達に資するため、県の「避難勧告等の判断・伝達	国の「避難情報に関す
	マニュアル作成ガイドライン(水害・土砂災害	マニュアル作成ガイドライン(水害・土砂災害	るガイドラインの改
	編)」を基に「避難勧告等の判断・伝達マニュア	編)」を基に「避難勧告等の判断・伝達マニュア	定」を参考にして、町
	ル」を作成し平成26年4月1日から運用を開始し	ル」を作成し平成26年4月1日から運用を開始し	の「避難指示等の判
	た。「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に作成	た。「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成	断・伝達情報マニュア
	するにあたっての浸水想定は、県が千種川流域平均	するにあたっての浸水想定は、県が千種川流域平均	ル」を改定して運用を
	で 24 時間あたり 265 ㎜の大雨が降った場合の浸水	で 24 時間あたり 265 ㎜の大雨が降った場合の浸水	開始しているなどを追
	状況を、概ね平成 21 年時点の河川の整備状況でシ	状況を、概ね平成 21 年時点の河川の整備状況でシ	加
	ミュレーションしたものである。今後、県が作成し	ミュレーションしたものである。今後、県が作成し	
	た想定最大規模降雨(24 時間 578 mm)による洪水	た想定最大規模降雨(24 時間 578 mm)による洪水	
	浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等を基に	浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等を基に	
	修正を行う。	修正を行う。	
		町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」は、	
		国の「避難情報に関するガイドラインの改定」(最	
		新版)と県の「避難判断ガイドライン」(最新版)	
		を参考に見直しを行い、「避難指示等の判断・伝達	
		情報マニュアル」として運用を開始している。	
		町(企画防災課)は、避難指示等を行う際に、国	
		や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必	
		要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓	
		口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先	
		の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えてお	
hote a li		くこととする。	
第2編		第6款 新型コロナウイルス感染症に対応した適切	県計画に基づく修正
第2章		な避難対策	・新型コロナウイルス
第 13 節		町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に	感染症に対応した適切
(75P)		対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分	な避難対策を追加
		な避難スペースの確保やレイアウト・動線の確認、選	
		難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感	
		染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ	
		避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等 の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策	
		<u>を推進することとする。</u>	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
		また、町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナ	
		ウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。	
		(新型コロウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン(令和2年6月作成)の主な内容)	
		① フェーズO 事前準備 ・感染対策を考慮した収容人員の確認	
		・十分な避難所数の確保 ・体調不良者(発熱・咳などの症状者)等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の	
		確保 ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備	
		・適切な避難所運営を行うための体制の構築 ・住民への事前周知	
		② フェーズ・1 避難	
		・適切な避難先の提示 ・避難情報発令時の留意事項	
		③ フェーズ 2 避難所開設・受入れ・運営 ・避難所の開設	
		・避難所の受入れ・避難所運営	
		④ フェーズ3 避難所解消 等	
第2編	第1款 基本方針	第1款 基本方針	県計画に基づく修正
第2章	$1 \sim 4$ (略)	$1 \sim 4$ (略)	・備蓄物資等の調達・
第 14 節		5 備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調	輸送に関し、国の物資
(76P)		達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図	調達・輸送調整等支援
		るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送	システムを活用に関す
		体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計	ることを追加
		画を定めておくとともに、同システムを活用し、備	
		<u>蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u>	
		6 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に	
		物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状	
		<u>況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資</u>	
		る物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資 の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間	
		で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな	
		物資支援のための準備に努める。	
第2編	第2款 食料	第2款 食料	県計画に基づく修正
第2章	1 備蓄、調達	1 備蓄、調達	・備蓄・調達する食料
第 14 節	$(1)\sim(2)$ 略	(1)~(2) 略	品について、妊産婦、
(77P~78P)	(3)品目	(3)品目	食事制限のある者等へ
	備蓄する品目は以下の食料品とすることを基本と	備蓄 <u>・調達</u> する品目は以下の食料品とすることを	も配慮する内容を追加
	する。備蓄にあたっては、高齢者 <u>や</u> 乳幼児のニーズ	基本とする。備蓄にあたっては、高齢 <u>者、妊産婦、</u>	・備蓄・調達物資の搬
	への配慮、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外の弁当、	乳幼児 <u>、食事制限のある者等</u> のニーズへの配慮、現	送等にあたり、兵庫県

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第 2 編 第 2 章 第 14 節 (79P~80P)	修正前 パン等の流通食品の調達についても十分配慮する。 ① 炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、即席めん、育児用調整粉乳等の主食 ② ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の主食以外の食品等 (4) 略 2 搬送等 町(建設課)は、緊急輸送路を活用して指定避難所等に搬送するなど、被災者への食料輸送体制を整備する。	物備蓄又は流通在庫備蓄以外の弁当、パン等の流通食品の調達についても十分配慮する。 ① 炊き出し用米穀、弁当、乾パン、おにぎり、パン、即席めん、育児用調整粉乳等の主食② ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の主食以外の食品・飲料水③ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品 (4) 略 2 搬送等町(建設課)は、物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、緊急輸送路を活用して指定避難所等に搬送するなど、被災者への食料輸送体制を整備する。 第5款 衛生物資 町(企画防災課)は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の調達・備蓄に努めることとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。 1 品目 あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。 ② また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。 1 品目 あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。 ② 当事後でアルコール、次重塩素酸ナトリウム溶酸、マスクキ、当本年袋(ディスボーザブル)、液体せっけん、ウェットティンシュ、ペーパ・ラオルなど、運動用患など、使い管で手袋、ガウンキ、フェイスガードキなど運業の運営用 型含タキ、使い管で手袋、ガウンキ、フェイスガード本など運業の運営用 即位切りき、養生テーブ、良ポールベッド(折りたたみペッドキ 会が)、受付用パーティション・、機気器具、除菌・滅菌機関とよりて関係に対している。	トラック協会をはじめ 民間物流事業者と連携 することを追加 県計画に基づく修正
		避難所運営用 間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド(折りたたみベッド* 含む)、受付用パーティション*、換気器具、除菌・滅菌装置*、	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
		以下、付番を順次繰り下げ	
第 2 編 第 2 章 第 18 節 (83P)	第5款 個別計画の作成 要支援者は、支援を受ける為に必要事項等を示し た「個別計画」をあらかじめ作成し、災害時の円滑 な避難が行えるように備えておく。	第5款 個別避難計画の作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備 町(健康福祉課)は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当課や福祉担当課など関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。町(健康福祉課)は、個別避難計画が作成されていない要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。自主防災組織等は、要支援者の個別避難計画の策定	県計画に基づく修正 ・個別避難計画の作成 をはじめとする地域に おける避難支援体制の 整備に関することを追加
第 2 編 第 2 章 第 18 節 (83P)	第6款 情報伝達及び速やかな避難 要支援者を支援する地域支援者、自治会及び自主 防災組織は、町が発令する避難に関する情報(避難準 備・高齢者等避難開始)を入手したときは、直ちに自 らが担当する要支援者本人又はその家族へ連絡を試 み、状況を説明して避難準備を進め、要支援者の速や かな避難を促す。	に取り組むこととする。 第6款 情報伝達及び速やかな避難 要支援者を支援する地域支援者、自治会及び自主 防災組織は、町が発令する避難に関する情報(<u>高齢者</u> 等避難)を入手したときは、直ちに自らが担当する要 支援者本人又はその家族へ連絡を試み、状況を説明 して避難準備を進め、要支援者の速やかな避難を促 す。	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更
第2編 第2章	第1款 ボランティア関係団体との協議・連携	第1款 ボランティア関係団体との協議・連携	組織の廃止に伴う時点 修正

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第 19 節	町(健康福祉課)及び社会福祉協議会は、災害時	町(健康福祉課)及び社会福祉協議会は、災害時	
(84P)	のボランティア活動が円滑に行えるよう支援を行う	のボランティア活動が円滑に行えるよう支援を行う	
	ため、災害ボランティアセンターの設置・運営にか	ため、災害ボランティアセンターの設置・運営にか	
	かわる町ボランティア連絡会、日赤奉仕団、災害ボ	かわる <mark>各ボランティアグループ</mark> 、日赤奉仕団、災害	
	ランティア登録者等と定期的に「防災ネットワーク	ボランティア登録者等と定期的に「防災ネットワー	
	会議」を開催し、平時から相互にコミュニケーショ	ク会議」を開催し、平時から相互にコミュニケーシ	
	ンを図り、「顔の見える関係」の構築を図る。	ョンを図り、「顔の見える関係」の構築を図る。	
第2編		第3款 感染症の拡大が懸念される状況下における	県計画に基づく修正
第 2 章		<u>対応</u>	・感染症の拡大が懸念
第 19 節		感染症の拡大が懸念される状況下では、町(健康	される状況下における
(84P)		福祉課)及び社会福祉協議会は、感染予防措置を徹	対応を追加
		底する。また、県は、災害ボランティアの PCR 検査	
		費用を支援するなど派遣環境を整備する。	
第2編	第4款 各課の業務及び計画	第4款 各課の業務及び計画	組織変更に伴う時点修
第2章	(略)	(略)	正
第 20 節	特に、都市計画・治水・道路等を担当する建設	特に、都市計画・治水・道路等を担当する建設	
(85P)	課、治山・ため池等を担当する農林振興課、人事管	課、治山・ため池等を担当する農林振興課、人事管	
	理・庁舎管理 <u>・ICT</u> 等を担当する総務課、要支援者	理・庁舎管理等を担当する総務課 <u>、ICT等を担当す</u>	
	を担当する健康福祉課等は、ハザードマップ等の情	<u>る情報政策課</u> 、要支援者を担当する健康福祉課等	
	報から、日常の計画の中に防災の観点を取り入れる	は、ハザードマップ等の情報から、日常の計画の中	
	よう努める。	に防災の観点を取り入れるよう努める。	
第2編	第1款 土砂災害に対する警戒避難体制	第1款 土砂災害に対する警戒避難体制	県計画に基づく修正
第2章	町(建設課及び企画防災課)は、土砂災害防止対	町(建設課及び企画防災課)は、土砂災害防止対策	・避難情報の名称変更
第 21 節	策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域に	の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域に対	
(86P)	対し、警戒避難体制の考え方について以下の項目の	し、警戒避難体制の考え方について以下の項目のと	
	とおり定める。	おり定める。	
	1 地域の気象、被害情報の収集	1 地域の気象、被害情報の収集	
	2 土砂災害に関する予報又は警報の発表及び伝達	2 土砂災害に関する予報又は警報の発表及び伝達	
	3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告に関す	3 <u>高齢者等避難、避難指示</u> に関する基準	
	る基準		
	第2款 土砂災害に関する避難情報の伝達	第2款 土砂災害に関する避難情報の伝達	
	町(企画防災課及び総務課)は、土砂災害に関する	町(企画防災課及び総務課)は、土砂災害に関する住	
	住民への情報伝達方法をあらかじめ定め、避難準備・	民への情報伝達方法をあらかじめ定め、 <mark>高齢者等避</mark>	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	高齢者等避難開始又は、避難勧告発令の基準に達す	<u>難又は、避難指示</u> 発令の基準に達する場合、防災行政	
	る場合、防災行政無線等で住民へ伝達する。	無線等で住民へ伝達する。	
第2編	第1款 要配慮者利用施設管理者の責務(避難確保	第1款 要配慮者利用施設管理者の責務(避難確保	県計画に基づく修正
第2章	計画策定及び訓練実施)	計画策定及び訓練実施)	· 要配慮者利用施設避
第 22 節	地域防災計画(資料編)第2編「災害予防・応急	地域防災計画(資料編)第2編「災害予防・応急	難確保対策に関するこ
(86P∼87P)	対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3「情	対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3「情	との修正
	報の収集、連携、調査等」 1 「関係機関の連絡先一	報の収集、連携、調査等」 1 「関係機関の連絡先一	
	覧表」で定める浸水想定区域内に設置されている要	覧表」で定める浸水想定区域内に設置されている要	
	配慮者利用施設の管理者等は、水防法 15条の3及	配慮者利用施設の管理者等は、水防法 15 条の 3 及	
	び土砂災害防止法により、自衛水防組織の設置に努	び土砂災害防止法により、自衛水防組織の設置に努	
	め、避難確保計画の策定及び訓練の実施をしなけれ	め、水害又は土砂災害が発生するおそれがある場合	
	ばならない。また、浸水想定区域外に設置している	における 避難確保計画の策定及び 計画に基づく避難	
	要配慮者利用施設についても、起こりうる災害を想	<u>誘導等</u> 訓練の実施をし <u>、町へ報告するものとする</u> 。	
	定し、避難確保計画の策定及び訓練の実施に努める	また、浸水想定区域外に設置している要配慮者利用	
	ものとする。	施設についても、起こりうる災害を想定し、避難確	
	町は、要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計	保計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。	
	画の策定及び訓練の実施について実効性のあるもの		
	とするため支援を行う。	 各小中学校が作成する防災マニュアルについて	
	各小中学校 <u>学校</u> が作成する防災マニュアルについ	は、避難確保計画を兼ねるものとする。	
	ては、避難確保計画を兼ねるものとする。	は、歴無惟休計画を飛ねるものとする。	
	第2款 要配慮者施設への連絡体制の充実	 第2款 要配慮者 <mark>利用</mark> 施設への連絡体制の充実	
	町(健康福祉課及び高年介護課等)と要配慮者利	町 (健康福祉課及び高年介護課等) と要配慮者利	
	用施設で平時から災害時の情報伝達方法や避難に関	用施設で平時から災害時の情報伝達方法や避難に関	
	して確認を行う。	して確認を行い、町は、要配慮者利用施設の所有者	
	0 (http://disp.com/	又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速	
		な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。	
		第3款 町の責務	
		避難確保計画を作成していない施設の所有者又は	
		管理者に対し、町長は同計画を作成するよう指示す	
		<u>5.</u>	
		また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報	
		告した計画及び訓練結果について、町長は円滑かつ	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
		迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う	
		<u>ものとする。</u>	
第2編		第23節 重要施設の防災対策	県計画に基づく修正
第2章		1 重要施設の登録	・病院や災害応急対策
第 23 節		町(企画防災課)は、病院や災害応急対策に係る機	に係る機関が保有する
(87P)		関が保有する施設等について、ライフライン事業者	施設等の防災対策に関
		等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として	することを追加
		登録する。	
		重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電	
		源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整	
		理し、リスト化を行うよう努める。	
		作成した重要施設リストはライフライン事業者等	
		と共有する。	
		2 平時の取組	
		重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織 体制の整備、充実に努めるとともに、発災後 72 時	
		間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行	
		間の未物極腕が可能となる弁帯角电線の帷床寺を打	
		 _。 また、重要施設以外の施設管理者においても、同	
		様に努める。	
第2編	第23節 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス	第24節 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス	県計画に基づく修正
第2章	共済)の活用	共済)の活用	・地震保険・他の共済
第 24 節	(略)	(略)	への加入を推進(時点
(87P~88P)	◆ 制度の概要	◆ 制度の概要	修正)
	1,424		
	1 対象は県内の住宅所有者(加入者)	1 対象は県内の住宅所有者(加入者)	
	2 制度には住宅再建共済制度と家財再建共済制度	2 制度には住宅再建共済制度と家財再建共済制度	
	がある。	がある。	
	また住宅再建共済制度の一部損壊特約が平成26年		
	8月1日から開始。	9	
	3 共済負担金は住宅再建共済制度が住宅1戸につ	3 共済負担金は住宅再建共済制度が住宅1戸につき年額5,000円、家財再建共済制度が年額1,500	
,	き年額 5,000 円、家財再建共済制度が年額 1,500 円、住宅再建共済制度(一部損壊特約)年額 500 円	日 一 音 年額 5,000 日、家宮 再建兵済制度が年額 1,500 日、住宅再建共済制度(<mark>準半壊</mark> 特約)年額 500 円	
!	一部損壊特別のみの加入はできません。	一	
		4 給付金は以下のとおり	
	1 14 14 12 10 00 1 1 12 C 40 7	2 /H113E100011 12 C40 /	

項		修正前			修正後(素案)		主な理由等
	(1) 住宅再建井	共済制度		(1) 住宅再建	共済制度		
	給付金の種類	給付対象	給付金額	給付金の種類	給付対象	給付金額	
		全壊、大規模半壊、半壊で建築・購入	600 万円	再建等給付金	全壊、大規模半壊 <u>、中規模半壊</u> 、半壊で建築・	600 万円	
	_	全壊で補修 大規模半壊で補修	200 万円	11/45 4-1/11/17	購入 全壊で補修	200 万円	
		半壊で補修	50 万円	補修給付金	大規模半壊で補修	100 万円	
		全壊、大規模半壊、半壊で建築・購入・補修せ	10 万円		中規模半壊、 半壊で補修 全壊、大規模半壊、 中規模半壊、 半壊で建築・	50 万円	
		ず、賃貸住宅に入居した場合など 一部損壊(損害割合 10%以上 20%未満)	25 万円	居住確保給付金		10 万円	
				<u>準半壊</u> 給付金	準半壊 (損害割合 10%以上 20%未満)	25 万円	
	(2) 家財再建井	共済制度		(2) 家財再建	:		
	給付金の種類	給付対象	給付金額	給付金の種類		給付金額	
		住宅が全壊で家財を補修・購入	50 万円	781932 1239	住宅が全壊で家財を補修・購入	50 万円	
	家財再建共済 給付金	住宅が大規模半壊で家財を補修・購入 住宅が半壊で家財を補修・購入	35 万円 25 万円	家財再建共済	住宅が大規模半壊で家財を補修・購入	35 万円	
	₩ 1.1 <u>as</u>	住宅が床上浸水で家財を補修・購入	15 万円	給付金	住宅が中規模半壊、半壊で家財を補修・購入 住宅が床上浸水で家財を補修・購入	25 万円 15 万円	
tota t ==	hts - ld - t - l	LL X as PLANT AND		tota - Ist IS			
第2編		こ対する防災知識の普及		//· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	に対する防災知識の普及		佐用町ハザードマップ
第3章	1 周知方法			1 周知方法			(冊子型)の作成年を
第1節	(1) (略)			(1) (略)			削除
(89P∼90P)	(2) パンフレッ	ットによる普及		(2) パンフレ	ットによる普及		
	わが家の防災マニュアル、 <u>平成28年作成</u> 佐用町ハ ザードマップ(冊子型)等		わが家の防災マニュアル、佐用町ハザードマップ (冊子型)等		県計画に基づく修正		
					・住民に対する防災知		
	$(3) \sim (6)$ (B)	冬)		$(3) \sim (6)$	(略)		識の普及として、その
	2 周知内容	u <i>)</i>		2 周知内容	· F,		周知方法と災害時の心
	(1) 町の防災対	计等		(1) 町の防災			得に関すること
		ける知識と過去の災害事例		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	.ベネ する知識と過去の災害事例		
	, ,	する邓峨と過去の炎音事例である平時の心得		, ,	する平時の心得		
		報など風水害の知識					
					青報など風水害の知識 青報の種類とレベル		
	0	報の種類とレベル		0	14 17: 1—// =		
	③避難の			③ 避難(• •		
		持ち出し品チェックリスト			寺持ち出し品チェックリスト	[40: E] - K	
		の連絡体制の確保(被災地			内の連絡体制の確保(被災地		
		青報の確認やメッセージの追			情報の確認やメッセージの追		
		害用伝言ダイヤル 171」及び	ヾ 災害用		:害用伝言ダイヤル 171」及び	ヾ 災害用	
		の活用等)			[」の活用等)		
	⑥ 応急救	護等の習得		⑥ 応急す	汝護等の習得		

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
		⑦ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみ	
		に照らした危険性の判断、自身は被害にあわ	
		ないという思い込み(正常性バイアス)の克	
		服とマイ避難カードの作成等により避難行動	
		に移るタイミング(逃げ時)等をあらかじめ	
	(2) 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	設定しておくことの重要性	
	② 避難の方法(避難路、避難場所の確認)	<u>⑧</u> 避難の方法(避難路、避難場所の確認 <u>、警戒</u>	
		<u>レベルに応じた避難のタイミング</u>) <u>や必要性</u> (安全な場所にいる人まで避難場所に行く必	
		<u>(女主な物別にいる八まで避無物別に行く必</u> 要がないこと)	
	8 食料、飲料水、物資の備蓄(最低3日分 7		
	日間推奨)	日間推奨)	
	17 1001mJC/	1 間に入り1 自動車へのこまめな満タン給油	
	⑨ 自主防災組織の育成	① 自主防災組織の育成	
	<u></u> 災害時避難行動要支援者及び外国人への配慮	<u>②</u> 災害時避難行動要支援者及び外国人への配慮	
	<u>⑪</u> ボランティア活動への参加 <u>など</u>	<u>③</u> ボランティア活動への参加	
		④ 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共	
		済)への加入の必要性 など	
	(4) 災害発生時の心得	(4) 災害発生時の心得	
	① 災害発生時にとるべき行動	① 災害発生時にとるべき行動	
	② 自宅及び周辺地域の被災状況の把握	② 自宅及び周辺地域の被災状況の把握	
	③ 救助活動	③ 救助活動	
	④ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集	④ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集	
	報の収集	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		⑥ 避難行動上の注意事項	
		⑦ 避難実施時に必要な措置	
	⑤ 避難場所での行動	8 避難場所での行動	
	<u>○</u> \□\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	⑨ 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許さ	
		れない」意識の徹底	
	⑥ 自主防災組織の活動	⑩ 自主防災組織の活動	
	<u>⑦</u> 自動車運転中及び旅行中等の心得 など	① 諸条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)	
		<u>で災害時に取るべき行動</u> など	
第2編	第7款 学校における防災教育	第7款 学校における防災教育	県計画に基づく修正
第3章	1 教育委員会の取り組み	1 教育委員会の取り組み	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第1節	町(教育委員会)は、防災教育連絡会議等を開催	町(教育委員会)は、防災教育連絡会議等を開催	・学校における防災教
(91P)	し、学校における防災教育の推進を図る。	し、学校における防災教育の推進を図る。	育について修正
	(1) 防災教育連絡会議を開催し、防災教育推進上の	(1) 防災教育連絡会議を開催し、防災教育推進上の	
	以下の諸課題の解決の方策を協議する。	以下の諸課題の解決の方策を協議する。	
	① 避難所指定に関わる学校と町・自主防災組	① 避難所指定に関わる学校と町・自主防災組	
	織との連携強化について(「学校における避	織との連携強化について(「学校における避	
	難所運営業務及び町への移行手順に係る留意	難所運営業務及び町への移行手順に係る留意	
	事項 (案) 」策定)	事項(案)」策定)	
	② 学校防災計画策定に係る課題整理と調整に	② 学校防災計画策定に係る課題整理と調整に	
	ついて	ついて	
	③ 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法	③ 地域 <u>や消防団員等</u> と連携した防災訓練の効	
	について	果的実施方法について	
	④ 新たな防災教育実施上の課題の整理と調整	④ 新たな防災教育実施上の課題の整理と調整	
	について	について	
	(2) (略)	(2) (略)	
	2 各学校の取り組み	2 各学校の取り組み	
	各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体	各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体	
	制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する	制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する	
	防災教育を推進するため、次の事項について周知徹	<u>地域の災害リスクに基づいた</u> 防災教育を推進するた	
	底に努める。	め、次の事項について周知徹底に努める。	
	(1) 学校における防災教育の充実	(1) 学校における防災教育の充実	
	① 緊急時にも適切に対応できる実践的態度や	① 様々な災害から自らの命を守るために、主	
	能力などを育成	体的に判断し行動する力を育成	
	② 助け合いやボランティア精神など「共生」	② 助け合いやボランティア精神など「共生」	
	の心を育み、人間としての在り方生き方を考	の心を育み、人間としての在り方生き方を考	
	えさせる防災教育の推進	えさせる防災教育の推進	
	③ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地	③ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地	
	域学習素材の開発などに努め、「総合的な学	域学習素材の開発などに努め、「総合的な学	
	習の時間」などを活用した効果的な指導の展	習の時間」などを活用した効果的な指導の展	
	開	開	
	④ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習	④ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習	
	の効果的な指導方法の工夫・改善を進めると	の効果的な指導方法の工夫・改善を進めると	
	ともに、研修会を通した実践的指導力の向上	ともに、研修会を通した実践的指導力の向上	
	(2) (略)	(2) (略)	

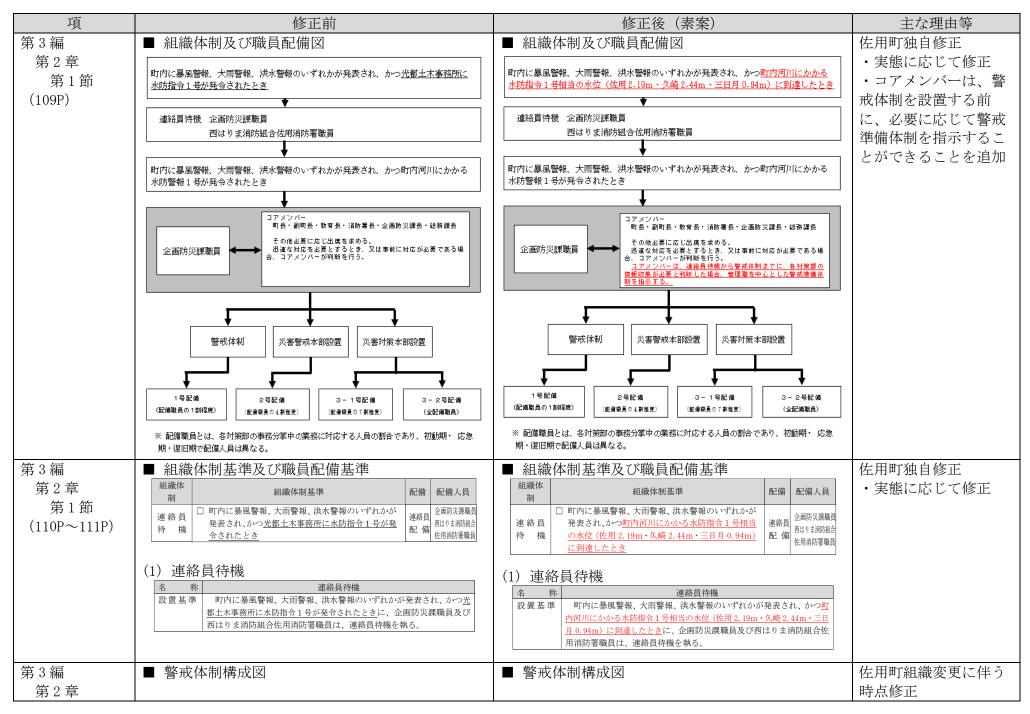
項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第2編	第2節 自主防災組織の育成強化	第2節 自主防災組織の育成強化	県計画に基づく修正
第3章	平成 21 年台風第 9 号災害時、自主防災組織等に	平成 21 年台風第 9 号災害時、自主防災組織等に	・個別避難計画が作成
第2節	よる地域の防災力が、被害を抑えるための大きな役	よる地域の防災力が、被害を抑えるための大きな役	されている地区で、地
(92P)	割を果たすことが再確認された。「自分たちの地域	割を果たすことが再確認された。「自分たちの地域	区防災計画を定める場
	は自分たちで守る」との考えのもと、地域の防災力	は自分たちで守る」との考えのもと、地域の防災力	合に留意する内容を追
	を高めるための自主防災組織の育成、充実強化を推	を高めるための自主防災組織の育成、充実強化を推	加
	進する。	進する。	
	また、防災計画等(活動計画)を地区防災計画と	また、防災計画等(活動計画)を地区防災計画と	
	し、町防災会議に対して計画に関する提案(計画提	し、町防災会議に対して計画に関する提案(計画提	
	案)を行うことができる。町は、その計画を防災会	案)を行うことができる。町は、その計画を防災会	
	議で審議を行い、必要があると認めるときは、町防	議で審議を行い、必要があると認めるときは、町防	
	災計画に地区防災計画を定める。	災計画に地区防災計画を定める。	
		町(企画防災課、健康福祉課)は、個別避難計画	
		が作成されている避難行動要支援者が居住する地区	
		において、地区防災計画を定める場合は、地域全体	
		での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定	
		められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び	
		支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努力を表現し、	
		める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用	
		が図られるよう努める。	
第2編	第3款 活動	第3款 活動	県計画に基づく修正
第3章	3 自主防災組織の活動内容	3 自主防災組織の活動内容	・自主防災組織の平時
第2節		自主防災組織の活動は、以下の活動について、自治	の活動を追加
(93P∼94P)	会単位で行うことを基本とし、小学校区単位(コミ	会単位で行うことを基本とし、小学校区単位(コミ	
	ユニティ単位) で連携するなどの仕組みの強化が必	ュニティ単位)で連携するなどの仕組みの強化が必	
	要である。	要である。	
	(1) 平時の活動	(1) 平時の活動	
	消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努め	消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努め	
	3. O Pt (() = 11 + 7 + 12 + 12 + 12 + 12 + 12 + 12 +	3. Pt/(1) = 111 1 2 to 20 0 to 1	
	① 防災に関する知識の向上	① 防災に関する知識の向上	
	② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連	② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連	
	絡	名 地域におけて在吟座の畑根(山岸ね、ぶは岸	
	③ 地域における危険度の把握(山崩れ・がけ崩	③ 地域における危険度の把握(山崩れ・がけ崩	
	れ等)	れ等)	
	④ 家庭における防災予防上の措置	④ 家庭における防災予防上の措置	

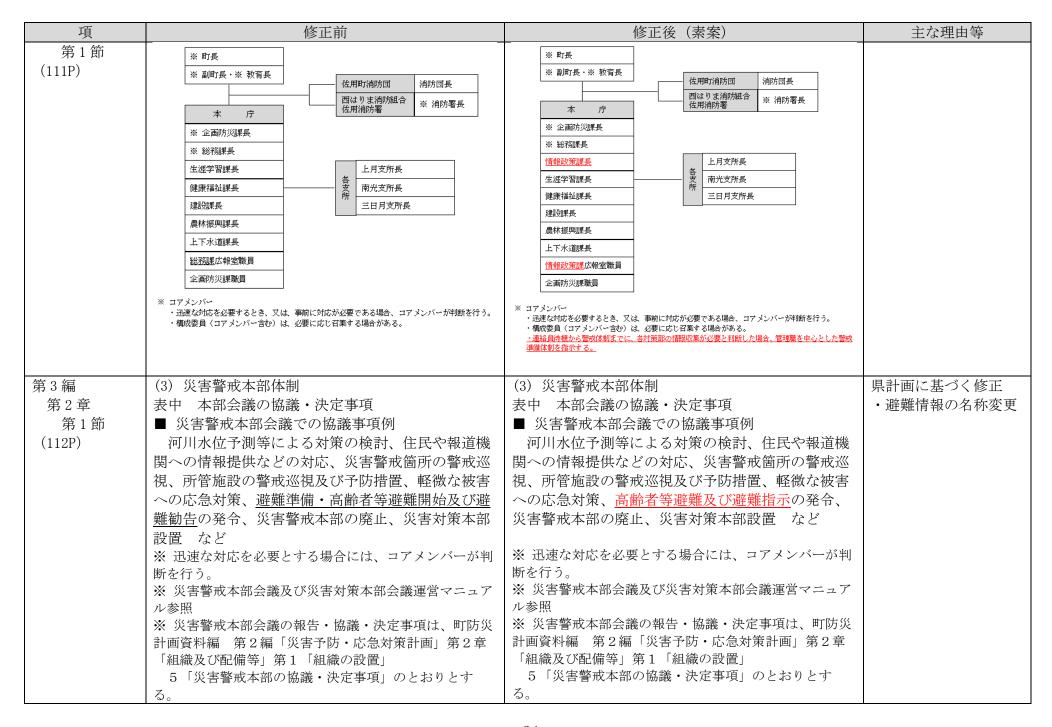
項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	⑤ 地域における情報収集・伝達体制の確認	⑤ 地域における情報収集・伝達体制の確認	
	⑥ 避難所・医療救護施設の確認	⑥ 避難所・医療救護施設の確認	
	⑦ 避難経路の確認	⑦ 避難経路の確認	
	⑧ 防災資機材の整備、管理	⑧ 防災資機材の整備、管理	
	⑨ 防災訓練の実施等	⑨ 防災訓練の実施等	
	⑩ 個人備蓄の啓発 など	⑩ 個人備蓄の啓発	
		① 要配慮者の把握と見守りネットワーク	
		⑩ 地域における「マイ避難カード」作成の普及	
		<u>促進 など</u>	
第2編	第3節 消防団の育成強化	第3節 消防団の育成強化	消防団の育成強化にか
第3章	(略)	(略)	かる方針を追加
第3節	第1款 方針	第1款 方針	
(95P)	1 消防団員の確保は少子高齢化により困難な状況	1 消防団員の確保は少子高齢化 <mark>等</mark> により困難な状	
	にあること、若年層の消防団活動は他市町への就労	況にある <u>ため、団員数の推移や</u> 人口 <u>・</u> 若年層の人口	
	により困難な状況にあることや、町の消防団員数は	比率等による定数の見直しを行う。(略)	
	<u>他市町と比較し多いことから、</u> 人口 <u>や</u> 若年層の人口		
	比率等による定数の見直しを行う。(略)		
	2 町(企画防災課)は、災害対策基本法第5条第2	2 町(企画防災課)は、災害対策基本法第5条第2	
	項の規定に基づき、消防機関組織(消防団)の充実を	項の規定に基づき、消防機関組織(消防団)の充実を	
	図る。	図るとともに持続可能な消防団活動を行うための消	
		防分団の再編を検討する。	
	3 (略)	3 (略)	
		4 消防団員の生活様式の変化や多様化、少子高齢	
		化による団員数の減少に対し、全団員対象に実施し	
		たアンケート及び分団幹部との意見交換会の結果か	
		ら、時代に即した消防力を維持しながらも団員の過	
		度な負担を軽減し、活動を見直していくことで、真	
		にやりがいがあり地域に貢献する消防団活動を推進	
		<u>する。</u>	
		5 消防庁からの技術的助言により、消防団員に対	
		する各種報酬や支給方法を見直し、消防団員の処遇	
		改善を図る。	
	4 消防団の機能を継続的に確保し、さらなる充実	6 消防団の機能を継続的に確保し、さらなる充実	
	強化を図るため、消防団の育成強化対策を推進す	強化を図るため、消防団の育成強化対策を推進す	
	る。	る。	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第2編	第5款 ため池施設の整備	第5款 ため池施設の整備	県計画に基づく修正
第 4 章	町(農林振興課)は、ため池管理者に対し、県が	町(農林振興課)は、ため池管理者に対し、県が	・特定(農業用)ため
第2節	行う点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底と	行う点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底と	池にかかる防災対策に
(100P)	防災体制の整備等の指導に協力する。また、豪雨等	防災体制の整備等の指導に協力する。また、豪雨等	ついて追加
	によるため池 <u>施設</u> の被害を防止するため、県が実施	によるため池の <u>決壊等による</u> 被害を防止するため、	
	するため池等整備事業に協力する。	県が実施するため池等整備事業に協力する。	
		また、町は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共	
		施設等が存在し、被害を与えるおそれのある特定	
		(農業用) ため池について、緊急時の迅速な状況把	
		握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制	
		の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作	
		成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住	
tata - 1:	ble o del mal III. N. I. II. T del Alle	民等に提供するよう努める。	
第2編	第6款 砂防・治山施設の整備	第6款 砂防・治山施設の整備	県計画に基づく修正
第4章	町(建設課及び農林振興課)は、県が実施する砂	町(建設課及び農林振興課)は、県が実施する砂	・避難情報の名称変更
第2節	防・治山事業に協力するとともに、町が行う治山等	防・治山事業に協力するとともに、町が行う治山等	
(100P)	の町単独事業を推進する。また、森林自身が有する	の町単独事業を推進する。また、森林自身が有する	
	国土保全機能を再認識し、近年の森林や中山間地域の苦味などはない。	国土保全機能を再認識し、近年の森林や中山間地域の苦寒などを関する。	
	の荒廃などを踏まえ、住民の協力や参画に基づく健	の荒廃などを踏まえ、住民の協力や参画に基づく健	
	全な森林環境の維持及び創造の推進に努める。	全な森林環境の維持及び創造の推進に努める。	
	町(建設課)は、土砂災害警戒区域の公表と併	町(建設課)は、土砂災害警戒区域の公表と併せ、	
	せ、危険箇所の把握と住民への説明を行い、土砂災 害発生に備えた避難準備・高齢者等避難開始及び避	危険箇所の把握と住民への説明を行い、土砂災害発生に備えた <mark>高齢者等避難及び避難指示</mark> 発令の考え方	
	黄紀主に備えた <u>避無事備・同節有等避無開始及び避</u> 難勧告発令の考え方についてあらかじめ住民に周知	生に備えた <u>同節有等避無及い避無預が</u> 先下の考えが についてあらかじめ住民に周知しておく。	
	世間がある。	(C)(C (8) 5) / C (8)	
第2編	第6款 宅地造成等の規制等	第6款 宅地造成等の規制等	県計画に基づく修正
第4章	宅地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出等の災害	宅地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出等の災害	・記述の修正
第3節	を予防するため、宅地造成工事に対する規制計画を	を予防するため、宅地造成工事に対する規制計画を	
(102P)	実施し、災害の発生を防止する。	実施し、災害の発生を防止する。	
	町(建設課)は、梅雨及び台風期に備えて、県が	町(建設課)は、梅雨及び台風期に備えて、県が	
	実施する <u>危険</u> 宅地のパトロール及び関係者に対する	実施する <u>災害のおそれのある</u> 宅地のパトロール及び	
	防災措置の指示に協力する。	関係者に対する防災措置の指示に協力する。	
	(略)	(略)	
第2編	第7款 災害危険区域対策の実施	第7款 災害危険区域対策の実施	県計画に基づく修正
第4章	1 (略)	1 (略)	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第3節	2 危険住宅の除却又は移転	2 危険住宅の除却又は移転	・制度にかかる時点修
(102P)	町(建設課)は、(建築基準法第39条に基づく)災	町(建設課)は、(建築基準法第39条に基づく)災	正
	害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行	害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行	
	う者に補助し、国、県は、町の補助額の 3/4 を負担す	う者に補助 <u>することと</u> し、国、県は、町の補助額の <u>一</u>	
	る。	<mark>部</mark> を負担する。	
	(1) 危険住宅の除却等に要する経費	(1) 危険住宅の除却等に要する経費	
	① 限度額 <u>780</u> 千円	<u>○ 補助</u> 限度額 <u>1,333</u> 千円	
	② 助成区分 国 1/2、県 1/4、町 1/4 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費	(2) 危険住宅に代わる住宅の建設 <mark>又は購入</mark> に要する	
	(2) 厄陝住宅に代わる住宅の建設に安りる経賃	(2) 厄陝住宅に1(4)公住宅の建設 <u>スは購入</u> に安りる 経費	
	① 限度額 4,060 千円 (土地を取得しない場合	① 補助限度額 4,210 千円(土地を取得しない場	
	3,100千円)	合 3, 250 千円)	
	② 年 利 8.5%を限度に金融機関からの借	② 年 利 8.5%を限度に金融機関からの借	
	入利息について助成	入利息 <u>相当額</u> について助成	
	③ 助成区分 国 1/2、県 1/4、町 1/4		
第3編	■ 防災関係機関等の情報伝達体制図	■ 防災関係機関等の情報伝達体制図	組織変更に伴う時点修
第1章	神戸地方	神戸地方 佐 用 町 町各対策部 町現地機関	正
第1節		但 2. 楼 25 7月 70	
(107P)	<u>県災害対策局</u> 災害対策課	災害 対 策 課 災害 対 策 課	
	西播磨県民局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	西接摩県民局	
	企画防災課 報道機関 面はりま消防組合 災害時避難行動		
	集 各 部 署 関西電力 医肉瘤 関西電力 医皮肤	集 各 部 署 基	
	消防団本部 佐田野医鮮企塩	消防団本部	
	県出先機関 NTT 直日本 国土交通省島取	県出先機関 N11回日本 国土交通省鳥取	
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
	西日本高速	西日本高速 道路株式会社 小・中学 校	
	(a sx /sc 1)	一	
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	高等学校	
	県警察本部 佐用警察署 ――駐在所等	県警察本部 たつの警察署 佐用警察センター 駐在所等	
	有線 (電話・FAX) 兵庫衛星通信ネットワーク		
	無理 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム (フェニックス防災システム)※ 現地機関は、西はりま天文台公園、朝霧園、保育園、子育て支援センター、給食センター、	無一 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)親地機関は、西はりま天文台公園、朝霧園、保育園、子育て支援センター、給食センター、	
	クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村 など ※ 西はりま浦が組合佐用浦が署は、町と連携し災害対応にあたる。	クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村 など ※ 西はりま消防組合佐用消防署は、町と連携し災害対応にあたる。	
	THE A CONTRACTED TO STAND THE ASSESSMENT OF A CHARGE AND		

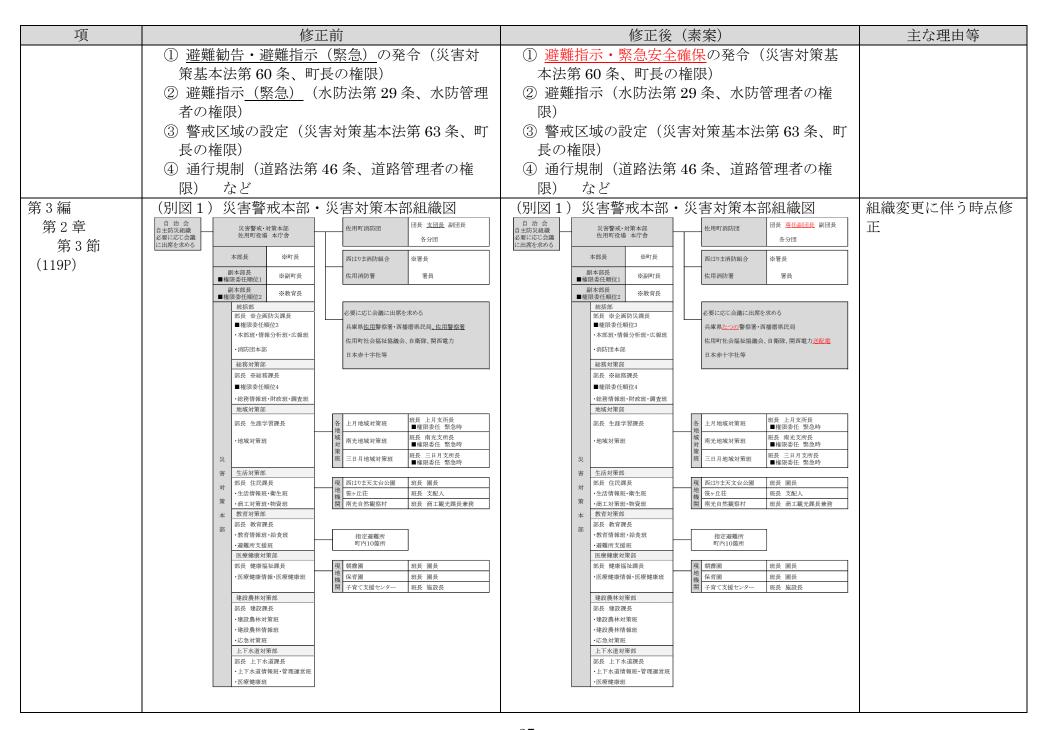
項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第3編	■ 災害応急対策の主な流れ	■ 災害応急対策の主な流れ	県計画に基づく修正
第1章	時間経過 災害応急活動体制 災害応急活動内容	時間経過 災害応急活動体制 災害応急活動内容	・避難情報の名称変更
第 2 節 (108P)	・気象情報及び河川水位情報等の収集・災害 対策要員の確保・防災資機材の確保・通信 手段、情報網の確保 ・重要水防箇所等の監視・地域情報の収集 (災害モニター等)・情報の整理、分析・ 防災情報、気象情報の伝達・災害時避難行 動要支援者等の安全確保対策の実施・避難 がの設置、運営・避難者対策の実施・避難 がの設置、運営・避難者対策の実施・避難 がの設置、運営・避難者対策の実施・避難 が変を発信・通行規制等交通の確保 対策の実施など	・ 気象情報及び河川水位情報等の収集・災害 対策要員の確保・防災資機材の確保・通信 手段、情報網の確保 ・ 重要水防箇所等の監視・地域情報の収集 (災害モニター等)・情報の整理、分析・ 防災方機、気象情報の伝達・災害時避難行 動要支援者等の安全確保対策の実施・避難 続所の設置、運営・避難者対策の実施・避難 続所の設置、運営・避難者対策の実施・避難 続所の設置、運営・避難者対策の実施・避難 続行等の発令・報道機関への防災、 災害情報等の発信・通行規制等交通の確保 対策の実施など	近天に行事がシンロで打交入
	・災害情報の収集・伝達・県、他市町及び自 衛隊への応援・派遣要請・報道機関への災 害情報提供及び報道の要請・人命救出・救 助活動、救急医療活動の実施 ・安否確認、行方不明者の捜索・水防活動等 被害拡大防止活動の実施・食料、物資の供 給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 など	・災害情報の収集・伝達・県、他市町及び自 衛隊への応援・派遣要請・報道機関への災 害情報提供及び報道の要請・人命救出・救 助活動、救急医療活動の実施 ・安否確認、行方不明者の捜索・水防活動等 被害拡大防止活動の実施・食料、物資の供 給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 など	
	災害の規模、態様及び・ 時間経過に応じ、適切 な対応体制の整備を 図る。 応急期 (発災後) 1日~1週 間 (発災後) 1日~1週 間 (発災後) 1日~1週 間 (発災後) 1日~1週 間 (発災後) 1日~1週 間 (発災後) 1日~1週 間 (発災後) 1日~1週 の変別を対応を関係の実施・感染症対策等保健・衛生対策の実施・適体の火葬等の実施・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施・被害家屋調査・公共土木施設等被災箇所の調査・愛玩動物の収容対策・広報活動の実施をなど 「り災証明の発行及び台帳の作成・災害見舞金等の支給・被災者生活再建支援等の実施・放災者のこころのケア等精神医療対策の実施・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施・など	災害の規模、能様及び・ 時間経過に応じ、適切 な対応体制の整備を 図る。 応急期 (発災後) 1日~1週 間 (発災後) 1日~1週 (東 施 (東 施 (東 施 (東 た 会 大 会 を 会 を を を は 、 会 を 会 を は 、 会 を 会 を は 、 会 を 会 を は 、 会 を 会 を は 、 会 を 会 を は 、 会 を 会 を は 、 会 を 会 を は 、 会 を 会 を は 、 会 を 会 を は 、 会 を 会 を は 、 会 を 会 を は 、 会 な と を 会 を 会 を は 、 会 な と な と な と な と な と な と な と な と な と な	





項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第3編	(4) 災害対策本部体制	(4) 災害対策本部体制	組織変更に伴う時点修
第2章	表中 災害対策本部設置の通知	表中 災害対策本部設置の通知	正
第1節	■ 本部設置の通知先	■ 本部設置の通知先	県計画に基づく修正
(113P~115P)	住民・兵庫県災害対策局災害対策課・兵庫県西播	住民・兵庫県危機管理部災害対策課・兵庫県西播	・避難情報の名称変更
	磨県民局総務企画室総務防災課・兵庫県西播磨県民	磨県民局総務企画室総務防災課・兵庫県西播磨県民	
	局光都土木事務所・NEXCO西日本福崎高速道路	局光都土木事務所・NEXCO西日本福崎高速道路	
	事務所・NEXCO西日本津山高速道路事務所・国	事務所・NEXCO西日本津山高速道路事務所・国	
	交省鳥取河川国道事務所・ <u>佐用</u> 警察署・佐用町社会	交省鳥取河川国道事務所・ <u>たつの</u> 警察署・佐用町社	
	福祉協議会・近隣市町(宍粟市・上郡町・たつの市・美作市)など	会福祉協議会・近隣市町(宍粟市・上郡町・たつの 市・美作市)など	
	表中 事務分掌 統括部	表中 事務分掌 統括部	
	体制及び配備、本部会議の運営、気象予報・警	体制及び配備、本部会議の運営、気象予報・警	
	報・防災情報等の収集及び伝達、情報の分析及び報	報・防災情報等の収集及び伝達、情報の分析及び報	
	告、 <u>避難勧告</u> 等の伝達、情報伝達手段の活用(防災	告、 <u>避難指示</u> 等の伝達、情報伝達手段の活用(防災	
	行政無線・エリアメール等・さよう安全安心メー	行政無線・エリアメール等・さよう安全安心メー	
	ル・佐用チャンネル・町ホームページ等)、報道機	ル・佐用チャンネル・町ホームページ等)、報道機	
	関への情報発信、消防団の出動要請、災害(警戒)	関への情報発信、消防団の出動要請、災害(警戒)	
	対策本部の設置及び廃止、防災関係機関との連絡調整、防災資機材の調達、警戒区域の設定、県等への	対策本部の設置及び廃止、防災関係機関との連絡調整、防災資機材の調達、警戒区域の設定、県等への	
	災害報告、災害の撮影記録、災害救助法の適用申請	登、防災負機材の調達、膏液区域の設定、原等への 災害報告、災害の撮影記録、災害救助法の適用申請	
	事務、生活救済(被災者生活再建等)、災害広報、	事務、生活救済(被災者生活再建等)、災害広報、	
	災害検証、災害復興計画、記録誌の作成など	災害検証、災害復興計画、記録誌の作成など	
	TO TO THE POST OF	TO THE TOTAL PROPERTY IN THE PARTY OF THE PA	
	表中本部会議の開催	表中本部会議の開催	
	本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその	本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその	
	他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催す	他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催す	
	5	5	
	災害対策本部会議の組織構成は、町防災計画資料	災害対策本部会議の組織構成は、町防災計画資料	
	編第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配債等」第1「組織の設置」4「災害整戒す	編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組	
	織及び配備等」第1「組織の設置」4「災害警戒本 部会議及び災害対策本部会議構成員」のとおりとす	織及び配備等」第1「組織の設置」4「災害警戒本 部会議及び災害対策本部会議構成員」のとおりとす	
	前云磯及び火青刈泉平前云磯傳成貝」のとわりとり る。	前云磯及び火舌刈泉平前云磯構成貝」のとわりとり る。	
	- 必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民	る。 必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民	
	局、佐用警察署、佐用町社会福祉協議会、自治会、	局、たつの警察署、佐用町社会福祉協議会、自治	
			<u> </u>

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	自衛隊、関西電力、日本赤十字社等の出席を求めることができる。ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。 ※ 初動期は随時、応急・復旧期は状況に応じ、時刻を定めて開催する。	会、自衛隊、関西電力 <mark>送配電</mark> 、日本赤十字社等の出席を求めることができる。ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。 ※ 初動期は随時、応急・復旧期は状況に応じ、時刻を定めて開催する。	
	表中 本部会議の協議・決定事項 災害応急対策の総合調整、避難所等の開設及び閉鎖、避難勧告等の発令及び解除、関係機関への情報 伝達、報道機関への災害情報等の発信、自衛隊派遣 要請依頼、県及び他市町への応援要請、臨時へリポートの開設、食料・物資・飲料水の供給、災害ボランティアセンターの設置、救急医療活動、救助・救 出対策、健康対策、災害時避難行動要支援者対策、行方不明者の対応、応急対応、水防活動、避難所の運営、廃棄物処理対策、警察等との連携による警備、関係機関との連携による行方不明者の捜索、応急対策に要する予算及び資金、応急教育、災害救助 法適用申請、生活支援対策、その他重要事項 など(略)	表中 本部会議の協議・決定事項 災害応急対策の総合調整、避難所等の開設及び閉鎖、避難指示等の発令及び解除、関係機関への情報 伝達、報道機関への災害情報等の発信、自衛隊派遣 要請依頼、県及び他市町への応援要請、臨時へリポートの開設、食料・物資・飲料水の供給、災害ボランティアセンターの設置、救急医療活動、救助・救出対策、健康対策、災害時避難行動要支援者対策、行方不明者の対応、応急対応、水防活動、避難所の運営、廃棄物処理対策、警察等との連携による警備、関係機関との連携による行方不明者の捜索、応急対策に要する予算及び資金、応急教育、災害救助 法適用申請、生活支援対策、その他重要事項 など(略)	
第3編 第2章 第1節 (116P)	4 現地災害対策本部 (1) 現地災害対策本部の設置 本部長は、災害発生現場における応急対策や復旧対策などのために拠点が必要な場合は、必要に応じて災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。この場合、現地本部の指揮は、副本部長、各対策部長、その他の職員のうちから本部長が指名する。 現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)は、防災対策上緊急を要するときは、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。	現地災害対策本部 (1) 現地災害対策本部の設置 本部長は、災害発生現場における応急対策や復旧対策などのために拠点が必要な場合は、必要に応じて災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。この場合、現地本部の指揮は、副本部長、各対策部長、その他の職員のうちから本部長が指名する。 現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)は、防災対策上緊急を要するときは、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。	県計画に基づく修正・避難情報の名称変更



項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第3編	第1節 通信機器の確保	第1節 通信機器の確保	県計画に基づく修正
第3章	│ │ 災害対策を円滑に実施するため、重要な通	意機器 災害対策を円滑に実施するため、重要な通信機器	・大規模停電時も含め
第1節	や代替通信手段を確保する。	や代替通信手段を確保する。	常に伝達できるよう努
(120P)	、「V自通信」がで開催がする。 総務対策部及び防災関係機関は、電話、F		めることを追加
(1=01)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		主な通信手段では、実
	態であることを確認し、防災関係者間の通信		態に合わせて修正
	民等への伝達手段を確保する。	民等への伝達手段を確保する。	
	なお、停電や通信機器に破損等の支障が生		
	合は、自家発電装置の運転、通信機器の修理		
	置をとる。	置をとる。	
		また、大規模停電時も含め常に伝達できるよう、	
		その体制及び施設・設備の整備に努める。	
	■ 主な通信手段	■ 主な通信手段	
	主な通信手段 主な通信区間	主な通信手段 主な通信区間 一般加入電話・FAX 災害対策本部・地域対策部各地域対策班・	
	一般加入電話・FAX 災害対策本部・地域対策部各地域 災害対策本部・地域対策部各地域 りま消防組合佐用消防署・防災関係	策班・西は 西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機 ※実時優先雷話	
	有線 災害時慢光電話 終	専用回線 災害対策本部~地域対策部各地域対策班	
	専用回線 災害対策本部~地域対策部各地域 有線 兵庫県災害対応総合情報ネッ (バール・ルール・ルール・ルール・ルール・ルール・ルール・ルール・ルール・ルール・	兵庫県災害対応総合情報ネ	
	災害対策本部〜地域対策部各地域 りま消防本部・県・近隣市町・防	策班・西は 有線 ットワークシステム 災害対策本部〜地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関	
	無線 (フェニックス防災システム) りょけの平前・ボ・旦時中間・80	大阪	
	災害対策本部~県・近隣市町・防	関係機関 兵庫衛星通信ネットワーク 災害対策本部〜県・近隣市町・防災関係機 (衛星系/地上系) 関	
	町防災行政無線 (戸別受信機) 災害対策本部~住民・災害現場・i 関係機関等	難所・防災 町防災行政無線 (戸別受信 災害対策本部〜住民・災害現場・避難所・ 機) 防災関係機関等	
	無線 町防災行政無線(移動系) 災害対策本部~災害現場等	町防災行政無線(移動系) 災害対策本部~災害現場等	
	携帯電話 災害対策本部~避難所等	無線	
	携 帯雷託	I P無線機 災害対策本部~孤立集落 携帯電話	
	(さよう安全・安心メール) 災害対策本部~住民等	(さよう安全・安心メール) 災害対策本部~住民等	
	携帯電話(エリアメール等) 災害対策本部〜住民等 ※ 防災行政無線等通信設備の概要は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・	携帯電話(エリアメール等) 災害対策本部〜住民等 ※ 防災行政無線等通信設備の概要は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策	
	第3章「情報の収集及び伝達」第5「情報の伝達」に示す。	計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5「情報の伝達」に示す	
第3編	情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うた		
第3章	な気象予警報等の事項を定める。	な気象予警報等の事項を定める。	警戒レベルを用いた
第2節	※「気象予警報等の基準マニュアル」参照	※「気象予警報等の基準マニュアル」参照	防災情報の提供に関す
(121P∼124P)		1 警戒レベルを用いた防災情報の提供	ることを追加
		警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じ	・気象予警報の基準の
		て5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、	変更による修正
		その「行動を促す情報」(避難情報等:町が発令する	
			-
	l		

項		修正前				修	逐正後 (素案	₹)	主な理由等
				避英	維情報	最と気象庁か	「発表する活	注意報等)とを関連付	
				ける	3 ts 0.	である。			
							らべき行動」	、「行動を居住者等に	
				_				の判断に参考となる情	
				報				応させることで、出さ	
				11/2 th				重感的に理解できるよ	
								没階の警戒レベルによ	
					<u>/ に</u> 是供す		<u>/ </u>	<u> </u>	
							は「自らの	命は自らが守る」とい	
				1			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	そ今された場合はもち	
								かっても行政等が出す	
								後害が発生する前に自	
				1232	()(()	VIII IK (- 1)		とが望まれる。	
				$\frac{1}{2}$		<u> </u> 警報・警報			
				_ <u></u>	1 4 7 4 4	<u>а по в по</u>	101111	類と概要は、町防災計	
				- 	子料編			忘急対策計画」第3章	
				<u> </u>	報の			象予報警報等の基準」	
					きす。	V 12 4/2 4 1 1		<u> </u>	
	<u>1</u> 特別警報の	基準				警報の基準			
	2 気象予警報			$\overline{4}$		予警報の基			
			な災害が発生するおそ					な災害が発生するおそ	
	れのある場合)	. (4,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				場合)令和			
	府県予報					府県予報区	兵庫県	. /	
	佐用町 一次細分目 市町村等をまと				佐用町	一次細分区域 市町村等をまとめた地域	南 部 播磨北西部		
		表面雨量指数基	16				表面雨量指数基	16	
	大雨傍大雨傍					大 雨 (浸水害) 大 雨 (土砂災害)	準 土壌雨量指数基		
		進	130 千種川流域=34.7				準	130 千種川流域=35.5	
		流量雨量指数基	佐用川流域= <u>24</u>				流量雨量指数基	佐用川流域= <u>27.9</u>	
	警報	警報 選本 本日川流域=12.7 志文川流域=14.6 江川川流域=8.2 千種川流域=(5, 33.2) 佐用川流域=(5, 22.1) 大日山川流域=(5, 11.8)	大日川川流域= <u>12.7</u>		警報洪水		準	大日山川流域= <u>10.4</u> 志文川流域= <u>18</u>	
	洪水		江川川流域= <u>8.2</u>			洪水		江川川流域= <u>11</u>	
			佐用川流域= (<u>5</u> , <u>22.1</u>)					千種川流域= (5, <u>31.9</u>) 佐用川流域= (<u>11</u> , <u>20.5</u>)	
			大日山川流域= (5, <u>11.8</u>) 志文川流域= (9, 13.2)				複合基準 ※1	大日山川流域 = (5, <u>6.7</u>) 志文川流域 = (9, <u>13.8</u>)	
		THEY	江川川流域= (5, 7.3)			- G	71.04		
	暴風	平均風速	20m/s			暴風	平均風速	20m/s	
	気象庁ホームペ	ニージ URL http	:	気象	き庁ホ	ームページ	URL http:	s:	
L	I.								

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	(2) 注意報発表基準(注意報は災害が発生するおそれ	(2) 注意報発表基準(注意報は災害が発生するおそれ	
	のある場合)	のある場合) <u>令和4年5月26日現在</u>	
	府県予報区 兵庫県	府県予報区 兵庫県	
	佐用町 一次細分区域 南 市町村等をまとめた地域 播磨北西部	佐用町 一次細分区域 南 部 市町村等をまとめた地域 播磨北西部	
	表面雨量指数基 大 雨 (浸水害) 準	表面雨量指数基 大 雨 (浸水害) 準	
	大雨(云亦音) 土壤雨量指数基 97 進	大雨(坛亦音) 上壤雨量指数基 97 進	
	・	・	
	洪 水 千種川流域 = (5, 22.2)	(表)	
	<u>暴 風</u> 平均風速 12m/s	<u>強 風</u> 平均風速 12m/s	
第3編	(3) (略) 第1款 気象情報及び河川水位等の収集	(3) (略) (4) 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、 [中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 ※冬期は県北部、県南部で発表。 第1款 気象情報及び河川水位等の収集	県計画に基づく修正
第3章 第3節 (124P)	選難勧告等の判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集(フェニックス防災システムからの情報収集を基本)、県・神戸地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団・災害モニターなどから地域情報を収集する。情報(気象情報及び河川水位等)の収集についての必	避難指示等の判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集(フェニックス防災システムや気象庁ホームページからの情報収集を基本)、県・神戸地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団・災害モニターなどから	71 11 11 <u></u>
	情報(回収集についての必要事項は次のとおりとする。	
	女子ならかいこから	ツ水木に ノいくツ心女事気は吹いこねりこりる。	<u> </u>

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第3編	1 フェニックス防災システムによる防災情報の収	1 フェニックス防災システムによる防災情報の収	県計画に基づく修正
第3章	集	集	・フェニックス防災シ
第3節	(1) \sim (7) (略)	$(1) \sim (7) \qquad (略)$	ステムのシステム改修
(125P)	※ 地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表される	※ 地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表される	による変更内容を追加
	「土砂災害警戒情報」を補足する詳細な情報として <u>発信</u>	「土砂災害警戒情報」を補足する詳細な情報として <mark>県内</mark>	・避難情報の名称変更
	する県内 325 箇所(約 5 k ㎡に 1 箇所)の雨量局毎の危	<u>を細分化したメッシュ毎に色分けすることにより危険度</u>	・氾濫開始相当水位を
	<u>険度情報</u> 。この危険度情報は、町内のどの地域がどの程	<u>を表す情報</u> 。この危険度情報は、町内のどの地域がどの	追加
	度危険な状態になっているか容易に知ることができ <u>る</u> 。	程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、	
	また、危険度推移図によって、現在、1時間後、2時間後、2時間後、2時間後、2時間後、2時間後の1時間後、2時間後の1時間後、2時間	市町による避難指示地区の絞り込みや、住民の自主避難	
	間後の土砂災害の危険度を表す。	の判断のための情報としての活用を期待している。平成 27年6月から 谷本の51年 イルシャ 情報に加え、トル畑	
		<u>27</u> 年6月から従来の 5 km メッシュ情報に加え、より細分化した 1 km メッシュ情報も、県ホームページから発信	
		している。また、令和元年度からは、より詳細な土砂災	
		害警戒区域ごとの危険度を表示している。	
	2 フェニックス防災システムによる避難判断水位	2 フェニックス防災システムによる避難判断水位	
	等河川水位の確認、報告	等河川水位の確認、報告	
	■参考	■参考	
	避難準備・高		
	観測地点 齢者等避難開	観測地点 <u>高齢者等避難</u> <u>避難指示</u> <u>緊急安全確保</u>	
	<u>始</u> <u>避難勧告</u> <u>避難指示(緊急)</u>	(氾濫注意水位) (避難判断水位) (氾濫危険水位) (氾濫開始相当水位)	
	(氾濫注意水位) (避難判断水位) (氾濫危険水位) 佐用川佐用 2.8m 3.0m 3.8m	基 佐用川佐用 2.8m 3.0m 3.8m 4.73m 準 千種川久崎 3.6m 4.6m 5.1m 5.58m	
	基 準 千種川久崎 3.6m 4.6m 5.1m	水位	
		志文川三日月 1.6m 1.8m 2.4m <u>3.47m</u>	
	参考 佐用川円光寺 3.0m 3.7m (参考) —	参 佐用川円光寺 3.0m 3.7m (参考) —	
		考 水位 千種川上三河 3.1m 3.7m (参考) 4.4m (参 – – – – – – – – – – – – – – – – – –	
	志文川米田 1.8m (参考)	局 志文川米田 1.8m (参考) - <u>-</u>	
	示また、志文川米田については、氾濫注意水位の設定がないため、参考水位を表示	※ 千種川上三河、佐用川円光寺については、避難判断水位の設定がないため、参考水位を表	
		示また、志文川米田については、氾濫注意水位の設定がないため、参考水位を表示	
第3編	3 防災情報提供システムによる防災情報の収集	3 気象庁ホームページによる防災情報の収集	県計画に基づく修正
第3章	統括部は、防災情報提供システムにより、流域雨量	統括部は、気象庁ホームページにより、気象警	・防災情報の収集方法
第3節	指数、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの情報を	報・注意報等の警戒期間、キキクルによる浸水等の	変更による修正
$(125P \sim 126P)$	取得する。	危険度分布情報、流域雨量指数の予測値などの情報	27.1-0.0
(1201 1201)	114 / 300	を取得する。	
	(1) 流域雨量指数	(1) 気象警報・注意報等の警戒期間	
	7-7 PM (ALT) =341/2/4	AND THE PROOF OF T	

流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水がどれたでけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後降ると子根される雨量から計算して数値化したもの。各市町の警報・注意報基準河川ごとにも時間先まで予想を行い、注意報基準超過、警報基準超過についてそれぞれ表示する。 (2) (大雨警報(浸水害)、洪水警報の危険度分布(主な理由等	修正後(素案)	修正前	項
降った雨と今後降ると予想される雨量から計算して 数値化したもの。各市町の警報・注意報基準超過、警報基 準超過についてそれぞれ表示する。 (2) (大雨警報 (浸水害)、洗水警報の危険度分布 ○大雨警報 (浸水害)、洗水警報の危険度分布 ○大雨警報 (浸水害)の危険度分布は、大雨警報 (浸水害)を補足する情報で、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報 (浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報(浸水害)等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 (選水警報の危険度分布は、洗水警報を補足する情報で、短声間を190~100円に対して常時10分ごとに更新しており、大雨警報の受けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報(浸水害)等の基準で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洗水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・ は同知河川及びその他河川)の上流域に降った。 とまれたときに、をきないできる。 の表面を面的に確認することができる。 の表面を面的に確認することができる。 の表面を可能は下ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洗水害発生の危険度の高まりの予測を示している場所を面的に確認することができる。 の表面を面的に確認することができる。 の表面を面的に確認することができる。 の表面を面がに確認することができる。 の表面を面がに確認することができる。 の表面を面がに確認することができる。 の表面を面が表面を面がまる。 の表面を面が表面を面がまる。 の表面を面が表面を面がまる。 の表面を可能を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面に表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表		気象警報・注意報等の警戒期間については、市町	流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水がど	
世間先まで予想を行い、注意報基準河川ごとに 6時間先まで予想を行い、注意報基準超過、警報基準超過、警報基準超過についてそれぞれ表示する。 (2) (大雨警報(浸水害)、洪水警報の危険度分布 〇大雨警報(浸水害)の危険度分布は、大雨警報(浸水害)を補足する情報で、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報(浸水害)等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 (浸水・管報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報の危険度分布と、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洗水警報等のよりの予測を表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の共水害発生の危険度が高まるかを面的に確認することができる。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洗水警報等の基準値に到達したかとうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 「地図上で河川流路を概れ、地図上で河川流路を概れ、地図上で河川流路を概れ、地図上で河川流路を概れ、地図上で河川流路を概れ、地図上で河川流路を概れ、地図上で河川流路を概れ、地図上で河川流路を概れ、地図上で河川流路をで地、地図上で河川流路をでした。 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1		単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意	れだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに	
下午の一日では、「は、「は、「は、「は、「ない」を表示している。 での一に、「は、「ない」を関する。 での一に、「ない」を関する。 での、「ない」を関する。 でい、「ない」を、「ない、」を、「ない」を、「ない、」を、「ない、」を、「ない、、「ない、」を、「ない、、「ない、」を、「ない、」を、「ない、、「ない、」を、、「ない、、「ない、、「ない、、「ない、、「ない、、「ない、、「ない、、「な		警戒期間を3時間1コマとして現在の発表状況、24	降った雨と今後降ると予想される雨量から計算して	
準超過についてそれぞれ表示する。		時間先までの予想を時系列で示している。現象ピー	数値化したもの。各市町の警報・注意報基準河川ごと	
(2) (大雨警報 (浸水害)、洪水警報の危険度分布 ○大雨警報 (浸水害)、洪水警報の危険度分布は、大雨警報 (浸水害)を補足する情報で、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報 (浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報 (浸水害)等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 ○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 □洪水キシル (洪水警報の危険度分布)、流域内量が高速を関する。1時間先までの表面雨量指数の予測を示しており、大雨警報 (浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○洪水キシル (洪水警報の危険度分布) 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川)の共水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこでた (次度の高まりの予測を外間と呼いで消耗、3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができが高まっている場所を面的に確認することができる。 「地域に対策というでは、大雨警報 (浸水害)の危険度分布 (浸水キ・シル (洪水警報の危険度分布) (水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができ		ク時間の予想や量的予測についても表示している。	に6時間先まで予想を行い、注意報基準超過、警報基	
(2) (大雨警報 (浸水害)、洪水警報の危険度分布 ○大雨警報 (浸水害) の危険度分布は、大雨警報 (浸水害) を補足する情報で、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報 (浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。1 時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報 (浸水害)等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 ○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ○洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)、流域形置がある。 ○洪水等報の危険度分布と、大雨警報(浸水害)等の基準値に対達とに5段階に色力けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を加いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 12 に方とできる。3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定したりが表示する。			準超過についてそれぞれ表示する。	
○大雨警報 (浸水害) の危険度分布は、大雨警報 (浸水害) を補足する情報で、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。1 時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報 (浸水害) 等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5 段階に判定し、色分け表示する。 ○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の長度の高まりの予測を、(水位周知河川及びその他河川) の共水害発生の危険度の高まりの予測を、(水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、(水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地区上で河川流路を概ね、1 は に ごと 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 3 に 大は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は		(2) 浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分		
水害)を補足する情報で、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報 (浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。1 時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報 (浸水害)等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5 段階に判定し、色分け表示する。 ○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、近に変しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等のとしており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5 段階に判定し、色分け表示する。		布)、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)、流	(2) (大雨警報(浸水害)、洪水警報の危険度分布	
生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報 (浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報 (浸水害)等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 ○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の表表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができ		域雨量指数の予測値	○大雨警報(浸水害)の危険度分布は、大雨警報(浸	
(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報(浸水害)等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 ○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができまた。ないで表面にで記するともに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができまた。ないで表面にで記する。		○浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分	水害)を補足する情報で、短時間強雨による浸水害発	
まるかを面的に確認することができる。1 時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報(浸水害)等の基準値に到達したかどうかで、危険度を 5 段階に判定し、色分け表示する。 ○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の意まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の 1kmごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を 5 段階に判定し、色分け表示する。		<u>布)</u>	生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報	
の表面雨量指数の予測値が大雨警報(浸水害)等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 ○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等のとして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等のとして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。		短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの	(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高	
準値に到達したかどうかで、危険度を 5 段階に判定し、色分け表示する。 ○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の表準値に到達したかどうかで、危険度を 5 段階に判定し、色分け表示する。 予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ねにいてでの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができ		予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色	まるかを面的に確認することができる。1時間先まで	
し、色分け表示する。 ○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 □ 以供水警報等が発表されたときに、危険度が高まの予測を 一での流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。		分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の	の表面雨量指数の予測値が大雨警報 (浸水害) 等の基	
○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。		予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警	準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定	
情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 「洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができ		報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高ま	し、色分け表示する。	
河川 (水位周知河川及びその他河川) の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができ		っている場所を面的に確認することができる。	○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する	
た雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 険度が高まるかを面的に確認することができる。 3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 (水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができ		○洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小	
しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。		指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川	河川 (水位周知河川及びその他河川) の上流域に降っ	
険度が高まるかを面的に確認することができる。 3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができ		(水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危	た雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示	
時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の 基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判 定し、色分け表示する。		<u>険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね</u>	しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危	
基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができ		1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先ま	<u>険度が高まるかを面的に確認することができる。 3</u>	
定し、色分け表示する。 <u>度が高まっている場所を面的に確認することができ</u>		での流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更		
		新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険	<u>基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判</u>	
		度が高まっている場所を面的に確認することができ	定し、色分け表示する。	
		<u>5.</u>		
(3) 土砂災害警戒判定メッシュ情報 ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全				
神戸地方気象台は、防災情報提供システムによっ 確保が必要とされる警戒レベル5に相当。				
て土砂災害警戒判定メッシュ情報を提供する。 ・「危険」(紫):危険な場所から避難が必要とさ				
土砂災害警戒判定メッシュ情報は、60分間積算雨 れる警戒レベル4に相当。				
量と土壌雨量指数から土砂災害発生の危険度を 5 km ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避				
メッシュ毎にレベル表示したもので、土砂災害発生の 難が必要とされる警戒レベル3に相当。				
<u>危険度の高い地域をおおよそ把握することができる。</u> <u>・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リス</u>			<u>危険</u> 度の高い地域をおおよそ把握することができる。	
クを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が				
(4) 警報・注意報 (図表形式) <u>必要とされる警戒レベル2に相当。</u>		<u>必要とされる警戒レベル2に相当。</u>	(4) 警報・注意報(凶表形式)	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	警報級や注意報級の現象を予想した時間帯を色分	○流域雨量指数の予測値	
	けした表で示す。	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川	
	「発表中の警報・注意報等の種別欄」は、発表中の	(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降	
	種別について、特別警報を紫色、警報を赤色、警報発	雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの	
	表に言及した注意報を黄色に橙色の斜線、注意報を	予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危	
	黄色で表す。	険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先まで	
	「今後の推移」欄は、3時間をひとコマで表し、雨	の雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常	
	量や波の高さなどの予報値を表示する。各時間帯の危	時 10 分ごとに更新している。	
	険度が、注意報、警報、特別警報の基準を超えると予		
	想される期間を黄色、赤色、紫色で示する。	(3) 土砂災害警戒情報	
		兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報(土砂災	
	(5) レーダー・降水ナウキャスト	害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生	
	気象レーダーによる5分毎の降水強度分布観測	してもおかしくない状況となったときに、町長の避	
	と、降水ナウキャストによる5分毎の60分先までの	難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援す	
	降水強度分布予測を連続的に表示している。	るため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内	
		で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル	
	(6) 解析雨量・降水短時間予報	(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で、実際に	
	国土交通省「解析雨量」はレーダーとアメダスなど	確認することができる。避難が必要とされる警戒レ	
	の降水量観測値から作成した降水量気象レーダーに	<u>ベル4に相当。</u>	
	よる5分毎の降水強度分布観測と、降水ナウキャス		
	トによる5分毎の60分先までの降水強度分布予測を	(4) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度	
	連続的に表示している。	<u>分布)</u>	
		大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測	
		を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分け	
		して示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨	
		量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新してお	
		り、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が	
		発表されたときに、危険度が高まっている場所を面	
		的に確認することができる。	
		・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全	
		確保が必要とされる警戒レベル5に相当。	
		・「危険」(紫):危険な場所から避難が必要とさ	
		れる警戒レベル4に相当。	
		・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避	
		難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
L	I .	l	<u> </u>

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第 3 編 第 3 章 第 3 節 (126P~127P)	修正前 4 河川情報システム、川の防災情報等による水位及び雨量の状況確認 気象情報、雨量、河川水位などについては、フェニックス防災システムからの情報収集を基本とするが、フェニックス防災システム以外にも、次のシステムから情報収集できる。 (1) 河川情報システム インターネットの水位ライブモニタリングシステム「水守」により、河川監視カメラ映像等で状況を確認する。 「千種川流域河川情報システム水守」 http://www1.winknet.ne.jp/~kasen01/pc.html (2) 川の防災情報 門の防災情報で雨量等を確認する。「川の防災情報で雨量等を確認する。「川の防災情報」 http://www.river.go.jp/	・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 (5)雨雲の動き、今後の雨など「雨雲の動き」は、レーダー観測に基づく5分毎の降水強度分布、5分毎の60分先までの降水強度分布の予測を確認することができる。「今後の雨」は、6時間先までの降水量予測は10分ごとの、7時間から15時間先までの降水量予測は1時間ごとの予測を確認することができる。	主な理由等 県計画に基づく修正 ・河川カメラ名称変更 など ホームページアドレス 変更による修正
	(3) (略)	(3) (略)	
第3編 第3章 第3節 (127P)		5 ハイウェイ交通情報 (i Highway) 建設農林対策部は、インターネット及び携帯電話 (マイルート登録、メール配信設定)により、高速 道路の通行止め情報を確認する。	本計画第2編災害予防 計画にあわせて追加

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	5 神戸地方気象台、県、隣接市町等との電話連絡に	6 神戸地方気象台、県、隣接市町等との電話連絡に	国土交通省 市町村向
	よる情報収集	よる情報収集	け「川の防災情報」シ
	(略)	(略)	ステム改修に伴う修正
	6 水位周知河川以外の地域の状況確認	7 水位周知河川以外の地域の状況確認	
	一総務対策部及び地域対策部各地域対策班は、水位	※務対策部及び地域対策部各地域対策班は、水位	
	周知河川以外の河川、谷川等の情報を可能な限り消	周知河川以外の河川、谷川等の情報を可能な限り消	
	防団や自治会等(災害モニター)から収集する。	防団や自治会等(災害モニター)から収集する。	
		ただし、災害モニターの情報収集は、自宅等の建	
		物内から見える範囲の河川等の状況とする。	
	<u>7</u> (略)	<u>8</u> (略)	
	8 国土交通省 市町村向け「川の防災情報」	9 国土交通省 市町村向け「川の防災情報」	
	X バンド MP レーダ雨量など	XRAIN(旧 X バンド MP レーダ雨量 <u>)</u> など	
	(略)	(略)	
第3編	第2款 重要水防箇所等の監視	第2款 重要水防箇所等の監視	県計画に基づく修正
第3章	県光都土木事務所、建設農林対策部、西はりま消防	県光都土木事務所、建設農林対策部、西はりま消防	・避難情報の名称変更
第3節	本部、消防団、災害モニター及び河川カメラやパトロ	本部、消防団、災害モニター及び河川カメラやパトロ	
(128P)	ール等により、重要水防箇所の監視を行う。	ール等により、重要水防箇所の監視を行う。	
	また、ため池管理者、消防団及び自主防災組織などは、各地域のため池、山や河川等の異常を発見した場	また、ため池管理者、消防団及び自主防災組織などは、各地域のため池、山や河川等の異常を発見した場	
	は、谷地域のため他、田や何川寺の異吊を発見した場合、適切な避難行動をとるとともに、建設農林対策	は、谷地域のため他、山や何川寺の英市を発見した場 合、適切な避難行動をとるとともに、建設農林対策	
	部、消防団、西はりま消防本部や関係機関に報告す	古、	
	る。通報を受けた機関は、情報連携し可能な限りの応	る。通報を受けた機関は、情報連携し可能な限りの応	
	急復旧を行うとともに、町災害対策本部に連絡し、町	急復旧を行うとともに、町災害対策本部に連絡し、町	
	災害対策本部はどの地域に避難勧告等の発令を行う	災害対策本部はどの地域に <mark>避難指示</mark> 等の発令を行う	
	のか判断するための情報として活用する。	のか判断するための情報として活用する。	
	(略)	(略)	
第3編	3 危険が予想される箇所	3 危険が予想される箇所	県計画に基づく修正
第3章	大雨等が発生した場合に公共に及ぼす影響の大き	大雨等が発生した場合に公共に及ぼす影響の大き	土砂災害特別警戒区
第3節	い危険が予想される箇所は、次のとおりとする。	い危険が予想される箇所は、次のとおりとする。	域の設定に伴う追加
(128P~129P)		(1) 土砂災害特別警戒区域	・箇所追加等による時
		町防災計画資料編第1編「総則」第1章「計画の	点修正
		前提」第2「災害危険個所」3「土砂災害特別警戒区	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	(1) 土砂災害警戒区域 町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画 の前提」第2「災害危険個所」4「土砂災害警戒区 域一覧表」のとおり934箇所	<u>域一覧表」のとおり78箇所</u> (2) 土砂災害警戒区域 町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画 の前提」第2「災害危険個所」4「土砂災害警戒区 域一覧表」のとおり944箇所	
	(2) 山地災害危険地区箇所 ① 山腹崩壊危険地区(179 箇所)及び崩壊土砂流 出危険地区(226 箇所)は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害 危険個所」5「山地災害危険地区箇所一覧表」の とおり 407 箇所 ② 地すべり危険地区 (表略)	(3) 山地災害危険地区箇所 ① 山腹崩壊危険地区(197 箇所)及び崩壊土砂流 出危険地区(378 箇所)は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害 危険個所」5「山地災害危険地区箇所一覧表」の とおり 575 箇所 ② 地すべり危険地区(令和3年4月1日現在)(表略)	
	(3) 土砂災害危険箇所 ① 土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所は、 町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画 の前提」第2「災害危険個所」6「土砂災害危険 箇所一覧表」のとおり943箇所 ② 地すべり危険箇所(平成27年4月1日現在)	(4) 土砂災害危険箇所 ① 土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険個所」6「土砂災害危険箇所一覧表」のとおり943箇所 ② 地すべり危険箇所(令和3年9月3日現在)	
第3編 第3章 第3節 (129P)	(4) 法指定区域 ① 地すべり防止区域 (平成 25 年 4 月 1 日現在) (表略) ② 急傾斜地崩壊危険区域 (平成 27 年 4 月 1 日現在) **地域名 区域 大字名 面積(ha) 指定年月日 告诉審号 佐用地域 大照幸 佐用 2.09 平成 9年2月 7日 県告第 1945 秀谷(1) 佐用 0.75 平成10年9月29日 県告第 1396 号 秀谷(1) 佐用 0.75 平成10年9月29日 県告第 1396 号 秀谷(2) 佐用 0.56 平成 10年9月29日 県告第 1396 号 秀谷(2) 佐用 0.56 平成 10年9月29日 県告第 1396 号 秀谷(2) 佐用 0.56 平成 10年9月29日 県告第 1396 号 安裕(1) 平福 0.56 平成 10年9月29日 県告第 590 号 平福(1) 平福 0.56 平成 24年6月24日 県告第 590 号 平福(1) 平福 0.56 平成 14年12月2日 県告第 590 号 平福(1) 平福 0.56 平成 14年12月2日 県告第 196 号 第10 衛田 1.67 平成 14年12月2日 県告第 1396 号 基連 早瀬 2.72 平成 15年3月28日 県告第 1346 号 東西 1970 西下野 0.22 平成 26年9月 5日 県告第 154 号 東西 1970 西下野 0.22 平成 26年9月 5日 県告第 154 号 東西 1970 西下野 0.22 平成 26年9月 5日 県告第 154 号 東西 1970 西下野 0.22 平成 26年9月 5日 県告第 154 号 東西 1970 西下野 0.22 平成 26年11月19日 県告第 1405 号 東古 14	<u>(急傾斜地崩壊危険区域指定箇所)のとおり 31 箇</u> <u>所</u>	県計画に基づく修正 ・時点修正 ・本編の表を削除し、 資料編を案内

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第3編 第3章 第3節 (129P)	(5) 警戒危険宅地一覧表 <u>(平成29年度現在)</u> (表略)	(6) 警戒危険宅地一覧表 <u>(平成31年3月31日現在)</u> (表略)	県計画に基づく修正 ・時点修正
第3編 第3章 第4節 (132P)	1 情報の整理 (1)(略) (2)統括部は、水位周知河川(千種川・佐用川・志文川)についてはフェニックス防災システム等で得た水位計や河川監視カメラ等による河川水位等の情報整理を行う。 (3)(略)	1 情報の整理 (1)(略) (2)統括部は、水位周知河川(千種川・佐用川・志文川)についてはフェニックス防災システム等で得た水位計や河川 <u>ライブ</u> カメラ等による河川水位等の情報整理を行う。 (3)(略)	県計画に基づく修正 ・河川カメラ名称変更
第3編 第3章 第5節 (134P)	第1款 住民への防災情報・気象情報等の伝達 1~3 (略) 4 防災情報等の伝達手段(広報の伝達手段) (1)~(5) (略) (6) 公共情報コモンズ (7) (略)	第1款 住民への防災情報・気象情報等の伝達 1~3 (略) 4 防災情報等の伝達手段(広報の伝達手段) (1)~(5) (略) (6) <u>Lアラート(災害情報共有システム)</u> (7) (略)	県計画に基づく修正 ・システム名称変更
第 3 編 第 3 章 第 5 節 (134P)	5 防災情報等の伝達項目(広報の伝達項目) (1)(略) (2)河川監視カメラ映像の配信 (3)~(6) (略) (7)避難情報に関すること <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等</u> (8)~(12) (略)	 5 防災情報等の伝達項目(広報の伝達項目) (1)(略) (2)河川ライブカメラ映像の配信 (3)~(6)(略) (7)避難情報に関すること 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (8)~(12)(略) 	県計画に基づく修正 ・河川カメラ名称変更 ・避難情報の名称変更
第3編 第3章 第5節 (136P~137P)	第2款 <u>避難勧告</u> 等の発令 統括部は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対し <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)</u> の発令を行う。 ※「 <u>避難勧告</u> 等の発令マニュアル」参照 1 <u>避難勧告及び避難指示(緊急)</u> の発令等本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを <u>勧告(避難勧告)</u>	第2款 <u>避難指示</u> 等の発令 統括部は、災害により、現に被害を受け、又は被 害を受けるおそれのある者に対し <u>避難指示等</u> の発令 を行う。 ※「 <u>避難指示等の発令マニュアル」参照</u> 1 <u>避難指示等</u> の発令等 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他 の者に対し、避難のための立ち退きを <u>指示(避難指示)</u>	県計画に基づく修正 ・避難情報の変更によ る修正

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	し、緊急を要すると認めるときは、避難のための立ち	し、避難のための立退きを行うことによりかえつて人	<u> </u>
	退きを指示(避難指示(緊急))する。	の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事	
		態に照らし緊急を要すると認めるときは、高所への移	
		動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する	
		開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全	
		を確保するための措置 (緊急安全確保) を指示するこ	
		とができる。	
	また、避難勧告及び避難指示(緊急)に先立ち、住	また、 <u>避難指示及び緊急安全確保</u> に先立ち、住民の	
	民の避難準備と災害時避難行動要支援者等の避難開	避難準備と災害時避難行動要支援者等の避難開始を	
	始を促すため、 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> を発令す	促すため、 <mark>高齢者等避難</mark> を発令する。	
	る。		
	原則として、 <u>避難勧告</u> 等の発令は、災害対策本部で	原則として、 <mark>避難指示</mark> 等の発令は、災害対策本部で	
	行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況	行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況	
	等の報告ができない場合や土砂災害における危険な	等の報告ができない場合や土砂災害における危険な	
	ど、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、地域対策	ど、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、地域対策	
	部各地域対策班長の判断により <u>避難勧告</u> 等の発令を	部各地域対策班長の判断により <mark>避難指示</mark> 等の発令を	
		行うことができる。ただし、その場合にも地域対策部	
		各地域対策班は災害対策本部との連絡確保に努め、連	
	絡がとれるようになった後は災害対策本部に対して	絡がとれるようになった後は災害対策本部に対して	
	発令事実について速やかに報告する。	発令事実について速やかに報告する。	
	なお、避難に関する情報の発信にあたっては、河川	なお、避難に関する情報の発信にあたっては、河川	
	の水位や降雨、土砂災害に関する情報に加え、上下流		
	域の状況や、ホットラインを通じた気象台からの助		
	言、河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参	言、河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参	
	考に総合的かつ迅速に行う。	考に総合的かつ迅速に行う。	
		本部長は、災害の危険性の少ない人まで指定緊急避	
		難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生する	
		おそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することとす	
		つ () 歴	
	0	<u>②。 </u> 2 避難指示等の内容	
	2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避	~ <u>世無1日小寺</u> ♥ノアトリ谷	
	難指示(緊急)の内容		

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第 3 編 第 3 章 第 5 節 (137P~139P)	図 金 全等時の状況 (生民がとるべき行動 選連催傷・ □ 災害時避難行動要支援者等、特に避難行動 でいる	 選難情報等 【警戒レベル3】 高齢者等選難 ● 居住者等がとるべき行動: 危險な場所から災害時選難行動要支援者等必退難 ・ 近害時避難で動要支援者等※」は、危險な場所から避難(立 退き避難又は屋内安全確保)する。 ※ 上避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等。及びその人の避難を支援する者・災害時避難行動要支援者等以外の人も必要に応じ、出動等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 【警戒レベル4】 避難指示 ● 居住者等がとるべき行動: 危険な場所から全員避難・危険な場所から全員避難・危険な場所から全員避難・危険な場所から全員避難・危険な場所から全員避難・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 【警戒レベル5】 緊急安全確保 ● 居住者等がとるべき行動: 命の危険 直ちに安全確保!・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害残生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全 3 連挙指示等の発令判断基準 (1) 避難の種類及び発令判断基準 (洪水)水位 周知河川については、避難判断水位 (水防法 	県計画に基づく修正 ・避難情報の変更による変更 ・氾濫開始相当水位の
	■ 発令判断基準(洪水)	■ 発令判断基準(洪水)	

項		修正前			修正後(素案)		主な理由等
	* (2) : は、 は、 情で 大 大 大	本位周知河川	及び近隣の雨量を除性きれるのには、	*** [*] (2) 土、精お県参 土	本位周知河川	(土砂災害) 禁戒区域について や土砂災害警戒 型判断を行う。な っては、気象台や 设告及び通報等を	工.农农田五
	■発	《令判断基準(土砂災害)		■多	各 令判断基準(土砂災害)		

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	大雨警報 (土砂災害) 又は、土砂災害等成情報が発表され、地域別土砂災害危険度の1時間後予測が土砂災害警戒基準線を超えているとき 大雨警報 (土砂災害) が発生されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき されたとき 一大雨警報 (土砂災害) が発生されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき 土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の実況が土砂災害警戒基準線を超えているとき 土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の実況が土砂災害警戒基準線を超え、かつ、1時間後予測が土砂災害管戒基準線を超えているとき 土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表されたとき 次の前兆現象を確認したとき 土石流(渓流内で転石の音、流木発生) がけ崩れ (小石がばらばら落下、新たな湧水発生、摂水の濁り) 地すべり (池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩壊、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き) 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆 (亀裂等) や発生を確認したとき 大沢が悪化して、避難すべき時期が切迫し、又は、現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき 次の前兆現象を確認したとき 土石流(土臭いにおい、地鳴り、流水の急激な濁り、渓流水位激減 注1) がけ崩れ (滑水の停止、潰水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り) 地すべり (地鳴り・山鳴り、地面の震動) ** 前沢現象については、国土交通省「土砂災害警戒避難に関わる前沢現象検討会(平成18年3月)の資料より抜粋 ** がけ崩れていては上記の現象は時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。 ** 地すべりは、上記の現象はがなり前から発生することもあり、時間的切迫性のタイムスケールはかなり長い場合がある。 注1 渓流水位燃減は、路雨が継続しているにもかかわらず渓流水位が激減した場合、渓流の上流で山腹が事壊し天然ダムカ形成された可能性が大きいので切迫性が極めて高い。	上砂災害時	
第3編 第3章 第5節 (139P~140P)	4 避難勧告及び避難指示(緊急)の伝達 統括部は、防災行政無線・佐用チャンネル(データ 放送、L字放送等)・さよう安全安心ネット・エリアメール・FAX・マスコミ等多様な情報伝達手段を準備・活用し、住民のニーズに応じた手段により、避難情報等をわかりやすく伝える。 統括部は、関係各対策部及び関係機関に、避難勧告及び避難指示(緊急)等の広報を要請する。 また、知事に対し、避難勧告及び避難指示(緊急)の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。 (1) 防災行政無線放送による伝達例 町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5「情報の伝達」4「防災情報等の伝達文(例)」参照	4 避難指示等の伝達 統括部は、防災行政無線・佐用チャンネル(データ 放送、L字放送等)・さよう安全安心ネット・エリアメ ール・FAX・マスコミ等多様な情報伝達手段を準備・ 活用し、住民のニーズに応じた手段により、避難情報 等を迅速にかつわかりやすく伝えるよう努める。 統括部は、関係各対策部及び関係機関に、避難指示 等の広報を要請する。 また、知事に対し、避難指示等の実施時刻、避難先、 避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。 (1) 防災行政無線放送による伝達例 町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策 計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5「情報の 伝達」4「防災情報等の伝達文(例)」参照	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	※ 避難勧告及び避難指示 (緊急) は、必ず緊急放送		
	により行う。	り行う。	
	(0) (0) (10)	(0) (0) (86)	
	$(2) \sim (3)$ (略)	$(2) \sim (3)$ (略)	
	 (4) 佐用チャンネルによる情報発信	 (4) 佐用チャンネルによる情報発信	
	佐用チャンネルで河川カメラの映像等を情報発信	佐用チャンネルで河川カメラの映像等を情報発信	
	する。	する。	
	データ放送 防災行政無線の放送内容を文字で配信、雨量・水位データを数値	データ放送 防災行政無線の放送内容を文字で配信、雨量・水位データを数値	
	で配信、14カ所の河川カメラの映像 L字放送 緊急情報の配信(<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難</u>	で配信、14カ所の河川カメラの映像 L 字 放 送 緊急情報の配信 (<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、</u> 土砂	
	<u>指示 (緊急)、</u> 土砂災害警戒情報、地震情報、気象警報など)	災害警戒情報、地震情報、気象警報など)	
	(5) (略)	(5) (略)	
	(6) 報道機関への情報発信	(6) 報道機関への情報発信	
	報道機関に対し <u>避難勧告</u> 等の発令状況を伝達す	報道機関に対し <u>避難指示</u> 等の発令状況を伝達す	
	る。	る。	
	(7) 公共情報コモンズによる伝達	(7) <u>Lアラート(災害情報共有システム)</u> による伝達	
	兵庫県フェニックス防災システムに入力したもの	兵庫県フェニックス防災システムに入力したもの	
	が自動送信される。	が自動送信される。	
Mr. o. Vei	(8) (略)		旧 引 本)を甘 ぶ / ケ丁
第3編第3章	6 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避</u> 難指示(緊急)の解除	6 <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u> の解除	県計画に基づく修正 ・避難情報の変更によ
第5節	<u>株田小(糸心)</u> の解析 統括部は、災害による危険がなくなったと判断さ	│ 燃 │ 統括部は、災害による危険がなくなったと判断さ	る変更
(141P)	れるときには、避難準備・高齢者等避難開始、避難	れるときには、高齢者等避難、避難指示及び緊急安	
(====,	勧告及び避難指示(緊急)を解除し、住民に周知す	全確保を解除し、住民に周知するとともに、速やか	
	るとともに、速やかにその旨を知事(フェニックス	にその旨を知事(フェニックス防災システム入力)	
	防災システム入力)へ報告する。	へ報告する。	
第3編	第3款 報道機関への災害情報等の発信	第3款 報道機関への災害情報等の発信	県計画に基づく修正
第3章	1 避難勧告等の情報伝達	1 避難指示等の情報伝達	・避難情報の変更によ
第5節	統括部は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧	統括部は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全	る変更
(141P~142P)	<u>告及び避難指示(緊急)</u> を発令したときは、県にフ	確保を発令したときは、県にフェニックス防災シス	
	ェニックス防災システムで報告するとともに、報道 機関にFAXで情報を伝達する。	テムで報告するとともに、報道機関にFAXで情報 を伝達する。	
	機関にFAAで情報を伝達する。 2 (略)	を仏座する。 2	
	3 緊急警報放送	3 緊急警報放送	
L	O TRANS TRANSCO		

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、 <u>避難勧告</u> 等、緊急に住民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対する、災害対策基本法第57条に基づき、無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送(以下「緊急警報放送」という。)の要請を、県知事に依頼する。	災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、 多くの人命、財産を保護するため、 <u>避難指示</u> 等、緊 急に住民に対し周知する必要がある場合は、NHK 神戸放送局に対する、災害対策基本法第 57 条に基 づき、無線局運用規則第 138 条の 2 に定める緊急警 報信号を使用した放送(以下「緊急警報放送」とい う。)の要請を、県知事に依頼する。	
第3編 第3章 第6節 (144P)	第 6 節 災害報告 4 報告內容 ■ 関係機関一覧表 No 4 関西電力 相生営業所 FAX 0791-23-7201 電話番号 0800-777-8083 No 7 J R 西日本 姫路指令所 FAX 079-267-1410 電話番号 079-267-1410 同上 J R 西日本 姫路鉄道部 FAX 079-267-2401 電話番号 079-267-2401	第6節 災害報告 4 報告內容 ■ 関係機関一覧表 No4 関西電力 <u>送配電㈱ 兵庫支社(姫路)</u> FAX 079-227-0615 電話番号 0800-777-3081 No7 JR西日本 <u>姫路駅姫新線線区</u> FAX 079-224-2169 電話番号 079-281-7015	組織変更による連絡先等の変更
第3編	No9 株式会社 <u>ウエスト</u> 神姫 FAX <u>0791-22-5181</u> 電話番号 <u>0791-22-5180</u> No12 <u>佐用</u> 警察署 警備課 FAX <u>0790-82-2190</u> 電話番号 <u>0790-82-0110</u> (2) 「災害対策本部設置」、「避難準備・高齢者等避難	No9 株式会社 <u>ウイング</u> 神姫 FAX <u>0790-65-9172</u> 電話番号 <u>0790-65-9171</u> No12 <u>たつの</u> 警察署 警備課 FAX <u>0791-63-9250</u> 電話番号 <u>0791-63-0110</u> (2) 「災害対策本部設置」、「高齢者等避難、避難指示、	県計画に基づく修正
第3章 第6節 (144P)	開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を行った場合は、 速にフェニックス防災システムに入力を行い、併せ て関係機関にFAXを送信する。		
第3編 第3章 第7節 (146P)	第7節 情報共有 3 防災関係機関等との情報共有 町の窓口 防災関係機関等 県庁、西播磨県民局、警察署、JR西日本、智頭急行、ウエスト神姫、関西電力、西日本電信電話㈱、兵庫県エルピーガス協会、西日本高速道路株式会社、国交省鳥取河川国道事務所、自衛隊、報道機関等	第7節 情報共有 3 防災関係機関等との情報共有 町の窓口 防災関係機関等 県庁、西播磨県民局、警察署、JR西日本、智頭急行、ウイング神姫、関西電力送配電機、西日本電信電話㈱、兵庫県エルビーガス協会、西日本高速道路株式会社、国交省鳥取河川国道事務所、自衛隊、報道機関等	組織変更による変更
第3編 第3章 第7節 (146P)	4 隣接市町との情報共有 総務対策部、建設農林対策部及び統括部は、 <u>避難勧</u> 告等の発令の判断や車両等の通行対策のため、隣接 市町である宍粟市、上郡町、たつの市、美作市の気象、	4 隣接市町との情報共有 総務対策部、建設農林対策部及び統括部は、 <mark>避難指 示</mark> 等の発令の判断や車両等の通行対策のため、隣接 市町である宍粟市、上郡町、たつの市、美作市の気象、	県計画に基づく修正 ・避難情報の変更によ る変更

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	河川、道路等の状況及び被害状況等を相互に交換し	河川、道路等の状況及び被害状況等を相互に交換し	
	情報共有に努める。	情報共有に努める。	
第3編	第1節 水防活動	第1節 水防活動	県計画に基づく修正
第4章	1 水防の責任等	1 水防の責任等	・水防の責任等に関す
第1節	(1) \sim (2) (略)	(1) \sim (2) (略)	る修正
(147P~148P)	(3) 知事の責任 (略))	(3) 知事の責任 (略))	
	②知事は、下記のとおり各々の浸水想定区域の指	②知事は、下記のとおり各々の浸水想定区域の指	
	定を行い、その区域及び想定される水深を公表する	定を行い、その区域及び想定される水深を公表する	
	とともに、町長に通知しなければならない。	とともに、町長に通知しなければならない。	
	ア)洪水予報河川及び水位周知河川にかかる洪	ア)洪水予報河川及び水位周知河川にかかる洪	
	水浸水想定区域	水浸水想定区域	
		<u>イ)上記ア以外の河川について、県総合治水条</u>	
		例に基づく洪水浸水想定区域	
	<u>イ</u>)水位周知排水施設等にかかる雨水出水浸水	<u>ウ</u>)水位周知排水施設等にかかる雨水出水浸水	
	想定区域	想定区域	
	(4) 町防災会議の責任(法第 15 条第 1 項・第 2	(4) 町防災会議の責任(法第 15 条第 1 項・第 2	
	項)	項)	
	① 町防災会議は、町地域防災計画において浸水	① 町防災会議は、町地域防災計画において浸水	
	想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め	想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め	
	る。	5.	
	ア)洪水予報及び氾濫警戒情報(特別警戒水位	ア)洪水予報、水位到達情報、その他人的災害	
	(洪水、雨水出水) 到達情報) の伝達方法	が生じるおそれがある洪水に関する情報の伝	
	(7/1)	達方法	
	イ)~エ) (略)	イ) ~エ) (略)	
	② 町防災会議は、浸水想定区域内に前項④の施	② 町防災会議は、浸水想定区域内に前項 <u>エ)</u> の	
	設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅	施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ	
	速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び氾	迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、水	
	<u>濫警戒情報(特別警戒水位到達情報)</u> の伝達方	位到達情報、その他人的災害が生じるおそれが	
	法を定める。	ある洪水に関する情報の伝達方法を定める。	
第3編	第1節 県及び他市町応援体制と後方支援	第1節 県及び他市町応援体制と後方支援	協定追加による時点修
第6章	3 応援協定(既協定の締結状況)■ 災害時等応援	3 応援協定(既協定の締結状況)■ 災害時等応援	正
第1節	協定等締結状況 (<u>平成 29 年</u> 11 月 佐用町) 	協定等締結状況(<u>令和4年</u> 11月 佐用町)	
(152P~153P)	No 締結中月日 応援協定・見書名称 締結相手先 (略)		

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第3編第6章	6 県及び市町応援職員への後方支援 (2) 受け入れ体制の整備	No 締結年月日 応援協定・覚書名称 (略) 締結相手先 (略) 23 R3.7.19 神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定 神戸市 24 R3.9.15 佐用町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定 大塚製薬株式会社 25 R4.2.2 災害時における連携協力に関する協定書 兵庫県弁護士会 26 R4.3.16 災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書 関西電力送配電株式会社 6 県及び市町応援職員への後方支援 (2) 受け入れ体制の整備	県計画に基づく修正 ・感染症禍における感
第 1 節 (155P)	総務対策部は、下記に示すような応援要請や、応 援活動等の内容を整理するとともに、宿泊所等の準 備、活動場所の指示を行う。	総務対策部は、下記に示すような応援要請や、応 援活動等の内容を整理するとともに、宿泊所等の準 備、活動場所の指示を行う。 <u>また、感染症禍におい</u> ては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用な <u>ど感染予防措置を徹底する。</u>	染予防措置の追加
第 3 編 第 6 章 第 1 節 (156P)	7 ヘリコプターの出動要請 (2) 支援要請の手続き 県に対する防災ヘリコプターの支援要請は、「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」に基づき、町長(本部長)又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに兵庫県消防防災ヘリコプター運行要請書を県(消防課)へ提出する。 ただし、緊急を要する場合は、電話その他適宜の方法により申請することとし、この場合においても、事後速やかに兵庫県消防防災ヘリコプター運航要請書を提出する。 なお、県災害対策本部が設置された場合、要請は災害対策本部事務局に行う。	7 ヘリコプターの出動要請 (2) 支援要請の手続き 県に対する防災ヘリコプターの支援要請は、町長 (本部長) 及び消防事務に関する一部事務組合の長 又は消防長又はそれらの者から委任された者が、次 に示す要請先へ行うものとし、その後、消防防災へ リコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出することとする。 なお、県災害対策本部(災害警戒本部)が設置された場合、要請は災害対策本部事務局に行う。	県計画に基づく修正 ・ヘリコプターの出動 要請の手続きの変更及 び要請先の変更
第 9 絙	【神戸市消防局警防部司令課】(昼間) 所 在 〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 3 号館 2 階 電 話 078-331-0986 FAX 078-331-0987 【災害対策本部事務局】(夜間及び県災害対策本部設置後) 電 話 078-362-9900 FAX 078-362-9911	要請先 (1) 県災害対策本部非設置時 ・昼間 (8:45~17:30) の要請は西はりま消防組合に行う。 ・夜間 (17:30~翌朝 8:45) の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。 神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 333~0119 FAX (078) 325~8529 (2) 県災害対策本部 (災害警戒本部) が設置された場合 災害対策本部事務局 TEL (078) 362~9900 (県災害対策センター内) FAX (078) 362~9911	知禁亦重)でひる味片板
第3編 第6章	第4節 自衛隊への派遣要請及び後方支援 2 派遣要請	第4節 自衛隊への派遣要請及び後方支援 2 派遣要請	組織変更に伴う時点修 正

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第4節	(2) 派遣要請の要領	(2) 派遣要請の要領	
(160P~161P)	① 派遣及び撤収要請手続き経路	① 派遣及び撤収要請手続き経路	
	西 佐	西播 た	
	② (略)	② (略)	
	③ 派遣要請·連絡先	③ 派遣要請・連絡先	
	ア) (略)	ア) (略)	
	イ)連絡先	イ)連絡先	
	区 分	区 分	
	佐用警察署 TEL(0790)82-0110 同左 (略)	<u>たつの</u> 警察署 <u>TEL(0791)63-0110</u> 同左 (略)	
第3編	(1) ボランティア関係機関との協議・連携	(1) ボランティア関係機関との協議・連携	 組織廃止に伴う時点修
第6章	災害時の円滑なボランティア支援を行うため、災	災害時の円滑なボランティア支援を行うため、災	正
第5節	害VCの設置・運営にかかわる社会福祉協議会や町	害VCの設置・運営にかかわる社会福祉協議会や各	
(163P)	ボランティア連絡会、日赤奉仕団、災害ボランティ	ボランティアグループ、日赤奉仕団、災害ボランテ	
, ,	ア登録者等と定期的に「防災ネットワーク会議」を	ィア登録者等と定期的に「防災ネットワーク会議」	
	開催し、平時から相互にコミュニケーションを図	を開催し、平時から相互にコミュニケーションを図	
	り、「顔の見える関係」の構築を図る。	り、「顔の見える関係」の構築を図る。	
第3編		第6節 町外の被災地に対する応援	県計画に基づく修正
第6章		[実施機関:町(統括部)]	・町外の被災地に対す
第6節		町は、町外で災害が発生し、大きな被害が予想さ	る応援に関することを
(166P)		れ、被災市町村への応援が可能な場合は、応援協定	追加
		に基づき、あるいは県からの応援の求めに応じて、	
		被災市町村に対する応援を実施する。	
		その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温	
		の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する	
		こととする。	
		1 他の市町村との応援協定に基づく応援	
		町は、応援協定を締結した被災市町村から応援の	
		要請があったときは、協定に基づき、被災市町村の	
		応急対策及び復旧対策の円滑な実施を支援する。	
		2 災害対策基本法に基づく応援	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
		町は、県から県内の他の市町を応援すべきことを	
		求められた場合、要請を拒む正当な理由がない限	
		り、必要な応援又は災害応急対策を行う。	
		3 応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣	
		町は、県と連携して、応急対策職員派遣制度に基づ	
		き、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害	
		マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括	
		<u>支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員</u>	
第3編	 第1節 災害救助法の適用	として派遣するものとする。 第1第1第1第18第18第18第18第18第18第18第18第18第18第18第	県計画に基づく修正
泉 3 襦 第 7 章	第1即 - 火告核助伝の適用 2 - 適用基準	第1節 災害救助法の適用 2 適用基準	・記載の仕方を変更
第1節 第1節	2 - 週州基準 (1) 佐用町の区域内での被害	2 - 週7屋中 (1) 佐用町の区域内での被害	山戦の江川で多史
(167P)	(1) 佐用町の区域内での被害 住家の滅失世帯数が <u>50 世帯</u> 以上(災害救助法施	(1) 佐用町の区域内での被害 住家の滅失世帯数が <mark>基準</mark> 以上(災害救助法施行令	
(1011)			
	(2) 県の区域内での被害	(2) 県の区域内での被害	
	(2) 景の区域内での仮音 ① 県の区域内で、住家の滅失世帯数が 2,500	(2) 景の区域内での被害 ① 県の区域内で、住家の滅失世帯数が 2,500	
	世帯以上に達し、かつ、町の区域内で住家の	世帯以上に達し、かつ、町の区域内で住家の	
	滅失世帯数が 25 世帯以上 (災害救助法施行	滅失世帯数が基準以上(災害救助法施行令第	
	令第1条第1項第2号)	1条第1項第2号)	
第3編	第1款 避難勧告等の発令【再掲】	第1款 避難指示等の発令【再掲】	県計画に基づく修正
第7章	町は、災害により、現に被害を受け、又は被害を	町は、災害により、現に被害を受け、又は被害を	・避難情報の変更
第2節	受けるおそれのある者に対し避難準備・高齢者等避	受けるおそれのある者に対し <mark>高齢者等避難、避難指</mark>	・システム名称変更
(169P)	難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)の発令を行	示及び緊急安全確保の発令を行う。	
	う。		
	1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避	1 <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u> の発	
	難指示(緊急)の発令等	令等	
	2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避	2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内	
	難指示(緊急)の内容	容	
	3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避	3 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発	
	<u>難指示(緊急)</u> の発令基準	令基準	
	4 <u>避難勧告及び避難指示(緊急)</u> 等の伝達 (1) ~(6) (略)	4 <u>避難指示</u> 等の伝達 (1) ~(6) (略)	
	(1) ~(6) (略) (7) 公共情報コモンズによる伝達	(1)	
	(1) <u>A/5旧様でにくれ</u> による A/E	(1) <u> L / / - (火音情報発行 / バ / ム / </u> による位 達	
	(8) (略)	(8) (略)	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	5 警戒区域の設定 6 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避 難指示(緊急)の解除 ※ 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及 び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「 <u>避難勧告</u> 等の発 令」を準用する。	5 警戒区域の設定 6 <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u> の解除 除 ※ 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及 び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「 <u>避難指示</u> 等の発 令」を準用する。	
第3編	第2款 避難及び避難誘導	第2款 避難及び避難誘導	県計画に基づく修正
第7章 第2節 (169P~170P)	大規模災害時、広大な町域における職員による避難誘導は困難であるため、住民は、平時から避難場所や避難経路をあらかじめ検討し把握する。 災害時には住民、消防団、自治会及び自主防災組織等は協力し、避難誘導に努める。特に、早い段階での避難の開始が必要な災害時避難行動要支援者に対しては、災害時避難行動要支援者の避難支援者は、避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、速やかに避難誘導を行う。	大規模災害時、広大な町域における職員による避難誘導は困難であるため、住民は、平時から避難場所や避難経路をあらかじめ検討し把握する。町は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング(逃げ時)」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、住民の避難意識の向上を図ることとする。災害時には住民、消防団、自治会及び自主防災組織等は協力し、避難誘導に努める。特に、早い段階での避難の開始が必要な災害時避難行動要支援者に対しては、災害時避難行動要支援者の避難支援者は、高齢者等避難が発令された場合、速やかに避難誘導を行う。	・マイ避難カード作成の普及促進に関することを追加・避難情報の変更
第3編 第7章 第2節 (170P~171P)	第3款 避難所の開設・運営 本部長は、避難所開設の必要があると判断した場合、指定避難所の中から適切な避難所を選定して開設を指示する。ただし、災害の規模や状況に応じ、その他公共施設の中から選定して指定避難所にすることがある。 また、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の公民館などを指定避難所にすることがある。 家屋の被災又は災害の危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、適切に避難所の運営を行うとともに、在宅被災者も対象に生活支援を行う。	第3款 避難所の開設・運営本部長は、避難所開設の必要があると判断した場合、指定避難所の中から適切な避難所を選定して開設を指示する。ただし、災害の規模や状況に応じ、その他公共施設の中から選定して指定避難所にすることがある。また、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の公民館などを指定避難所にすることがある。家屋の被災又は災害の危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、適切に避難所の運営を行うとともに、在宅被災者も対象に生活支援を行う。	県計画に基づく修正 ・感染症禍における3 密を回避するため、ホテルや旅館等の活用に かんすることを追加

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
		避難所での3密(密閉・密集・密接)を回避する	
		ため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含	
		めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。	
		特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を	
		超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を	
		開設し、ホームページやアプリケーション等の多様	
		な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、	
		<u>避難の円滑化に努めるものとする。</u>	
第3編	2 指定避難場所等の基準等	2 指定避難場所等の基準等	県計画に基づく修正
第7章	(4) 指定避難所の内、土砂災害警戒区域及び浸水想	(4) 指定避難所の内、土砂災害警戒区域及び浸水想	・避難情報の変更
第2節	定区域内の指定避難所は、避難勧告等が発令された	定区域内の指定避難所は、避難指示等が発令された	
(171P)	場合、校舎又は体育館の2階以上を使用する。	場合、校舎又は体育館の2階以上を使用する。	
第3編	5 指定避難所の開設	5 指定避難所の開設	町計画内の整合性を図
第7章	(1) 避難所の開設基準	(1) 避難所の開設基準	る修正
第2節		① (略)	• 高齢者等避難発令基
(172P)	② 土砂災害	② 土砂災害	準に合わせる修正
	ア)大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害	ア)大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害	県計画に基づく修正
	警戒判定メッシュ情報で向こう2時間以内に土	警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の	・災害の規模に応じ
	砂災害警戒情報発表基準を超過すると予測され	1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えてい	て、必要な避難所を当
	<u>るとき</u> イ)地域別土砂災害危険度の1時間後予測及び2	るとき	初から開設するように 努めることを追加
	1 / <u>地域別工物炎者危険及の工時間後予側及び2</u> 時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えている	イ) <u>大雨警報(土砂災害)が発生されている状況</u> で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき	労めることを迫加
	村間後 7 例が上が火音音 成 医 中 版 を 感 え こ いる	ウ) (略)	
	<u>こさ</u> ウ) (略)	③ (略)	
	③ (略)	※ 判断にあたっては、気象台や県土木事務所の助	
	※ 判断にあたっては、気象台や県土木事務所の助	言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅	
	言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅	速に行う。	
	速に行う。	※ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能	
		な限り当初から開設するよう努めるものとする。	
第3編	(2) 避難所派遣要員	(2) 避難所派遣要員	町独自修正
第7章	① 教育対策部は、各指定避難所への派遣職員をあ	① 教育対策部は、各指定避難所への派遣職員をあ	・避難所派遣要員につ
第2節	らかじめ3名(男女各1名)指定しておく。	らかじめ3名(男女各1名 <u>及び交代要員各1名</u>)指	いて、交代要員をあら
(172P)		定しておく。	かじめ指定しておくこ
			とを明記
第3編	(3) 受け入れの対象者	(3) 受け入れの対象者	県計画に基づく修正

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第7章	① (略)	① (略)	・避難情報の変更
第2節	② 災害により被害を受けるおそれがある者	② 災害により被害を受けるおそれがある者	・避難所に避難した路
(173P)	ア) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令、 <u>避難勧</u>	ア) <u>高齢者等避難</u> の発令、 <u>避難指示及び緊急安全</u>	上生活者の受け入れに
	<u>告及び避難指示(緊急)</u> の発令があった場合	<mark>確保</mark> の発令があった場合	ついて追加
	イ)緊急に避難する必要のある場合	イ)緊急に避難する必要のある場合	
	大規模災害の発生直後は、上記の要件を満た	大規模災害の発生直後は、上記の要件を満た	
	しているか否かの客観的判断は難しく、厳密に	しているか否かの客観的判断は難しく、厳密に	
	区別することは現実的ではないことから、避難	区別することは現実的ではないことから、避難	
	が必要な状況であって受入れを求める者がいれ	が必要な状況であって受入れを求める者がいれ	
	ば、対応することを基本とする。ただし、7日	ば、対応することを基本とする。ただし、7日	
	までをめどに正確な避難者名簿等を作成し、被	までをめどに正確な避難者名簿等を作成し、被	
	災状況等を確認し、住家の被災、電気・水道等	災状況等を確認し、住家の被災、電気・水道等	
	ライフラインの停止など、避難者が自宅で生活	ライフラインの停止など、避難者が自宅で生活	
	できない原因がある場合は、町等がそれぞれの	できない原因がある場合は、町等がそれぞれの	
	対策を進めながら、環境が整った時点で退出を	対策を進めながら、環境が整った時点で退出を	
	促す必要がある。	促す必要がある。	
		③ 避難所に避難した路上生活者	
		避難所に避難した路上生活者について、住民票の	
		<u>有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u>	
第3編	(7) 女性及び災害時避難行動要支援者等への配慮	(7) 女性及び災害時避難行動要支援者等への配慮	県計画に基づく修正
第7章	① 女性や子育て家庭等への配慮	① 女性や子育て家庭等への配慮	・女性や子供等に対す
第2節	運営責任者、自治会及び自主防災組織等のリーダ	運営責任者、自治会及び自主防災組織等のリーダ	る性暴力・DVの発生
(174P)	一や世話人は、避難生活が長期間となる場合、女性	一や世話人は、避難生活が長期間となる場合、女性	を防止するための記述
	専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用	専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用	を追加
	品や女性用下着の女性による配布、トイレや安全確	品や女性用下着の女性による配布、トイレや安全確	
	保、女性が相談できる場づくりなどに配慮した運営	保、女性が相談できる場づくりなどに配慮した運営	
	を行う。	を行う。	
	また、子育て家庭に対して個々の状況に応じた十	また、子育て家庭に対して個々の状況に応じた十	
	分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男	分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男	
	女双方の視点に十分配慮する。	女双方の視点に十分配慮する。	
		町(統括部・教育対策部)は、指定避難所等にお	
		ける女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防	
		止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所	
		に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問	
		<u>わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増</u>	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
		設する、性暴力・DVについての注意喚起のための	
		ポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配	
		慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、	
		女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情	
		報の提供を行うよう努めるものとする。	
第3編	第1款 情報伝達の整備	第1款 情報伝達の整備	県計画に基づく修正
第7章	1 情報伝達	1 情報伝達	・避難情報の変更
第3節	第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集	第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集	・個別避難計画の名称
(176P)	及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への	及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への	修正
	防災情報・気象情報等の伝達」のとおりとする。	防災情報・気象情報等の伝達」のとおりとする。	
	情報伝達を行う地域支援者は、町(統括部)が発	情報伝達を行う地域支援者は、町(統括部)が発	
	令する <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> を入手したとき	令する <u>高齢者等避難</u> を入手したときは、個別 <u>避難</u> 計	
	は、個別計画に基づき、直ちに自らが担当する災害	画に基づき、直ちに自らが担当する災害時避難行動	
	時避難行動要支援者本人又はその家族への連絡を試	要支援者本人又はその家族への連絡を試み、災害の	
	み、災害の状況を説明して避難準備を進め、災害時	状況を説明して避難準備を進め、災害時避難行動要	
	避難行動要支援者の速やかな避難を促す。	支援者の速やかな避難を促す。	
	2 情報伝達手段	2 情報伝達手段	
	第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集	第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集	
	及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への	及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への	
	防災情報・気象情報等の伝達」のとおりとする。	防災情報・気象情報等の伝達」のとおりとする。	
	3 社会福祉施設への情報伝達	3 社会福祉施設への情報伝達	
	医療健康対策部は、社会福祉施設へ電話・FAX	医療健康対策部は、社会福祉施設へ電話・FAX	
	等により、 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 、避難所の	等により、 <u>高齢者等避難</u> 、避難所の開設、 <u>避難指示</u>	
	開設、 <u>避難勧告</u> など重要な情報を伝達する。	など重要な情報を伝達する。	
	※ 社会福祉施設の連絡先は、町防災計画資料編	※ 社会福祉施設の連絡先は、町防災計画資料編	
	第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の	第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の	
	収集及び伝達」第3「情報の収集、連携、調査等」	収集及び伝達」第3「情報の収集、連携、調査等」	
	1「関係機関の連絡先一覧表」のとおりとする。	1「関係機関の連絡先一覧表」のとおりとする。	
第3編	第2款 避難誘導体制の整備	第2款 避難誘導体制の整備	県計画に基づく修正
第7章	1 避難誘導体制	1 避難誘導体制	・避難情報の変更
第3節	医療健康対策部は、避難準備・高齢者等避難開始	医療健康対策部は、高齢者等避難等の発令状況や	・個別避難計画の名称
(176P)	等の発令状況や避難所の開設状況を把握し、自治	避難所の開設状況を把握し、自治会、民生委員・児	修正
	会、民生委員・児童委員、地域支援者及び関係団体	童委員、地域支援者及び関係団体等からの問い合わ	
	等からの問い合わせに迅速に対応するほか、避難所	せに迅速に対応するほか、避難所との連絡、支援を	
		要請する関係機関との連絡を密にする。	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	との連絡、支援を要請する関係機関との連絡を密にする。 避難誘導を行う地域支援者は、町が提供する <u>避難</u> <u>準備・高齢者等避難開始</u> 等や災害関連情報を入手した場合、個別計画に基づき災害時避難行動要支援者の状況に応じた付き添い又は補助を行い、最寄りの 指定避難所等安全な場所へ誘導を行う。	避難誘導を行う地域支援者は、町が提供する <mark>高齢者等避難</mark> 等や災害関連情報を入手した場合、個別 <mark>避難</mark> 計画に基づき災害時避難行動要支援者の状況に応じた付き添い又は補助を行い、最寄りの指定避難所等安全な場所へ誘導を行う。	
第3編 第7章 第3節 (177P)	第4款 災害時避難行動要支援者の安否確認、避難 誘導 医療健康対策部は、災害対策本部の設置ととも に、医療健康対策部内に「医療健康情報班」を設置 し、自治会、自主防災組織及び民生委員・児童委員 等と連携しながら、災害時避難行動要支援者の安否 確認を行い、収集した情報を総務対策部に報告す る。	第4款 災害時避難行動要支援者の安否確認、避難 誘導 医療健康対策部は、災害対策本部の設置ととも に、医療健康対策部内に「医療健康情報班」を設置 する。医療健康対策部は、災害時避難行動要支援者 本人の同意の有無に関わらず、災害時避難行動要支 援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、自治 会、自主防災組織及び民生委員・児童委員等と連携 しながら、災害時避難行動要支援者の安否確認を行 い、収集した情報を総務対策部に報告する。	県計画に基づく修正 ・災害時避難行動要支 援者名簿及び個別避難 計画の利用について追 加
第3編 第7章 第4節 (179P)	第4節 孤立集落対策 2 早期避難 孤立する可能性が高い集落で集落全域に安全な場所がない地域の住民は、防災情報や <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 等に特に注意し、早期に集落外の安全な場所に避難する。	第4節 孤立集落対策 2 早期避難 孤立する可能性が高い集落で集落全域に安全な場所がない地域の住民は、防災情報や <mark>高齢者等避難</mark> 等 に特に注意し、早期に集落外の安全な場所に避難す る。	県計画に基づく修正 ・避難情報の変更
第3編 第7章 第4節 (179P)	3 通信の確保 孤立集落の通信の確保は、電話(携帯電話含む) による通信のみであったが、あらゆる災害に対して 備えるため、町防災計画資料編「孤立集落一覧」の とおり、特に孤立する危険のある10集落に衛生携 帯電話及び発電機を配備した。 また、防災行政無線のデジタル整備工事に伴い、 町防災計画資料編「孤立集落一覧表」のとおり、防 災行政無線屋外拡声子局及び防災行政無線移動型無 線装置による双方向通信手段等 <u>の確保を目指す</u> 。 4 通信機器の操作	3 通信の確保 孤立集落の通信の確保は、電話(携帯電話含む)による通信のみであったが、あらゆる災害に対して備えるため、町防災計画資料編「孤立集落一覧」のとおり、特に孤立する危険のある10集落にIP無線機または防災行政無線子機及び発電機を配備している。 また、防災行政無線のデジタル整備工事に伴い、町防災計画資料編「孤立集落一覧表」のとおり、防災行政無線屋外拡声子局及び防災行政無線移動型無線装置による双方向通信手段等を確保している。 4 通信機器の操作	町独自修正 ・孤立集落の通信確保 の通信機器変更など

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第 3 編 第 7 章 第 5 節 (184P)	町は、適切な通信手段(<u>衛星携帯電話</u> 、防災行政無線屋外拡声子局、防災行政無線移動型無線装置)を確保し、通信機器の操作方法等を指導する。通信機器を配備された孤立集落は、定期的に通信訓練などを行い、通信機器の操作方法の習熟を図る。第5款 医療・助産対策 2 救護所の設置予定場所及び収容能力等 設置予定場所 「収容人員 (人) (人) (全部可保健センター 佐用町佐用 2609-2 50 82-2079 (上月文化会館 佐用町上月 787-2 100 86-1153 南光文化センター 佐用町下商人 1005-1 200 78-0123 三日月文化センター 佐用町三月 1110-1 200 79-2982 ** 大規模な災害時には、指定避難所等に救護所を設置することがある。	町は、適切な通信手段(<u>I P無線機</u> 、防災行政無線屋外拡声子局、防災行政無線移動型無線装置)を確保し、通信機器の操作方法等を指導する。通信機器を配備された孤立集落は、定期的に通信訓練などを行い、通信機器の操作方法の習熟を図る。第5款 医療・助産対策 2 救護所の設置予定場所及び収容能力等 設置予定場所 所在地 収容人員 (人) を設置予定場所 (人) を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を	町独自修正 ・三日月支所改修によ る変更
第3編 第7章 第7節 (188P)	第2款 食料の供給 3 品 目 (1) 炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、即席めん、育児用調製粉乳等の主食 (2) ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、 醤油、 <u>清涼飲料水</u> 、主食以外の食品等 (3) <u>高齢者や乳幼児のニーズに配慮した食品</u>	第2款 食料の供給 3 品 目 (1) 炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、即席めん、育児用調製粉乳等の主食 (2) ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の主食以外の食品等・飲料水 (3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品	県計画に基づく修正 ・食料品目の追加や修 正
第3編 第7章 第7節 (190P)	第3款 物資の供給 2 品目 (1)食料	第3款 物資の供給 2 品目 (1)食料 弁当、炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、即席めん、育児用調製粉乳等の主食、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の主食以外の食品等・飲料水、粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品	県計画に基づく修正 ・食料品目の追加や修 正
第3編 第7章 第7節 (192P)	第2款 精神医療 災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保と災害に伴うPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神的不安に対応するため、医療健康	第2款 精神医療 災害時における精神障 <mark>がい</mark> 者に対する保健・医療 サービスの確保と災害に伴う PTSD (心的外傷後スト レス障害)等の精神的不安に対応するため、医療健	用語の適正化(障がい 者) 県計画に基づく修正

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	対策部は、県が行う精神保健活動の拠点の設置及び	康対策部は、県が行う精神保健活動の拠点の設置及	・「ひょうご DPAT(災
	こころのケア相談等に協力する。	びこころのケア相談等に協力する。	害派遣精神医療チー
	※「保健活動マニュアル」参照	※「保健活動マニュアル」参照	ム)」の創設による変
	1 精神科救護所の設置	1 <u>「ひょうご DPAT」活動拠点</u> の設置	更
	県は、災害時に既存の精神医療機関だけでは対応	県は、災害時に既存の精神医療機関だけでは対応	
	できないと判断した場合、 <u>精神科救護所</u> を設置し、	できないと判断した場合、 <u>「ひょうご DPAT」活動拠</u>	
	被災精神障がい者の継続的医療の確保、避難所等で	点本部 を設置し、被災精神障がい者の継続的医療の	
	の精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回	確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急	
	相談等を行う。(医療機関や団体への依頼、医薬品	対応、避難所巡回相談等を行う。(医療機関や団体	
	の調達を含む)	への依頼、医薬品の調達を含む)	
	医療健康対策部は、県が行う、災害による心理的	医療健康対策部は、県が行う、災害による心理的	
	影響を受けやすい高齢者等に対する継続的なケア、	影響を受けやすい高齢者等に対する継続的なケア、	
	きめ細かな配慮の広報等に協力する。	きめ細かな配慮の広報等に協力する。	
	2 (略)	2 (略)	
	3 こころのケアに関する拠点の設置	3 こころのケアに関する拠点の設置	
	県は、被災者の状況等を踏まえ、被災者の精神的	県は、被災者の状況等を踏まえ、被災者の精神的	
	不安等に長期間に対応する必要がある場合、医療健	不安等に長期間に対応する必要がある場合、医療健	
	康対策部と連携して、被災精神障障害者の地域での	康対策部と連携して、被災精神障障 <mark>がい</mark> 者の地域で	
	生活を支援するため、精神保健活動の拠点を設置す	の生活を支援するため、精神保健活動の拠点を設置	
	る。	する。	
第3編	第4款 感染症対策等	第4款 感染症対策等	県計画に基づく修正
第7章	3 町の災害時感染症対策活動	3 町の災害時感染症対策活動	・感染症対策活動にか
第7節	(1) \sim (6) (略)	(1) \sim (6) (略)	かる記述を捕捉で追加
(193~195P)	(7) 報告	(7) 報告	
	医療健康対策部及び生活対策部は、県健康福祉事	医療健康対策部及び生活対策部は、感染症法に基づ	
	務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状	く知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場	
	況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。	<u>合、</u> 県健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感	
		染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を	
		報告する。	
第3編	第3節 報道機関への情報提供及び災害広報の要請	第3節 報道機関への情報提供及び災害広報の要請	県計画に基づく修正
第8章	【再掲】	【再掲】	・避難情報の変更
第3節	1 避難勧告等の情報伝達	1 <u>避難指示</u> 等の情報伝達	
(198P)			
第3編	第1節 ライフライン関係機関との連絡調整(電	第1節 ライフライン関係機関との連絡調整(電	県計画に基づく修正
第9章	話・電気等)	話・電気等)	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第 1 節 (199P)	災害時の電話、電気、ガスの早急な復旧に向けて 各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対 策情報等を共有する。	災害時の電話、電気、ガスの早急な復旧に向けて 各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対 策情報等を共有する。 <u>また、倒木等により電話通信網、送配電網や啓開</u> 作業等に支障が生じることへの対策として、地域性 を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時 の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努 める。(町と関西電力送配電株式会社兵庫支社との 間で、災害時における道路啓開や電気設備等の復旧 に係る相互連携・協力に関する覚書を締結してい る)	・倒木等により電話・ 電気に支障が生じる場 合の事前伐採や災害時 の連携強化に関するこ とを追加
第3編 第9章 第1節 (199P)	2 電 気 総務対策部は、町内全域の停電状況、復旧見通し <u>の</u> 確認を行う。また、関西電力 <u>送配電</u> 等は、町の要請に基づき、被害状況等を通知する。関西電力 <u>送配電</u> 等の連絡先は、次のとおりとする。	2 電 気 総務対策部は、町内全域の停電状況、復旧見通し について関西停電情報アプリ等で確認を行う。また、関西電力送配電等は、町の要請に基づき、被害状況等を通知する。関西電力送配電等の連絡先は、次のとおりとする。 金 社 名 電 話 関西電力送配電 (株) 兵庫支社 (姫路) 0800-777-3081 ※町は必要に応じて住民に防災行政無線等を活用し広報する。 ※ 関西電力送配電は、必要に応じ町と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。	関西停電情報アプリを 活用して停電情報の確認を行うことを追加 組織変更に伴う時点修正 県計画に基づく修正 ・停電時における復田 は、病院等の重要施設 の復旧を優先する旨を 追加
第 3 編 第 10 章 第 2 節 (202P~203P)	第2節 佐用地域における災害時の道路情報伝達・ 対応連絡会の設置 1 連絡会の構成 佐用町、西日本高速道路株式会社(福崎・津 山)、国土交通省鳥取河川国道事務所、兵庫県光都 土木事務所、 <u>佐用</u> 警察署、西はりま消防本部及び関 係自治体として宍粟市、美作市で構成する。 (表内) <u>佐用</u> 警察署	第2節 佐用地域における災害時の道路情報伝達・ 対応連絡会の設置 1 連絡会の構成 佐用町、西日本高速道路株式会社(福崎・津 山)、国土交通省鳥取河川国道事務所、兵庫県光都 土木事務所、 <u>たつの</u> 警察署、西はりま消防本部及び 関係自治体として宍粟市、美作市で構成する。 (表内) <u>たつの</u> 警察署	組織変更に伴う時点修正
第3編 第10章 第2節	2 情報伝達、対応措置 連絡会において、各道路管理者や防災機関は自動 車移動者の安全を確保するための情報伝達(通行規	2 情報伝達、対応措置 連絡会において、各道路管理者や防災機関は自動 車移動者の安全を確保するための情報伝達(通行規	県計画に基づく修正 ・避難情報の変更

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
(203P)	制や <u>避難勧告</u> 発令など)や対応措置(車両誘導、応	制や避難指示発令など)や対応措置(車両誘導、応	
	急復旧など)について協議し、その内容を書面にて	急復旧など)について協議し、その内容を書面にて	
	確認のうえ、災害時に迅速的確に実行する。	確認のうえ、災害時に迅速的確に実行する。	
第3編	第3節 交通の確保及び緊急輸送対策	第3節 交通の確保及び緊急輸送対策	組織変更に伴う時点修
第 10 章	2 被害情報の収集	2 被害情報の収集	正
第3節	建設農林対策部、西日本高速道路株式会社(福	建設農林対策部、西日本高速道路株式会社(福崎・	
(204P)	崎・津山)、国土交通省鳥取河川国道事務所、兵庫	津山)、国土交通省鳥取河川国道事務所、兵庫県光	
	県光都土木事務所及び <u>佐用</u> 警察署等(以下「各道路	都土木事務所及びたつの警察署等(以下「各道路管	
	管理者等」という)」は、情報連携し各々が管理す	理者等」という)」は、情報連携し各々が管理する	
	る道路の被害状況等の情報収集、情報共有を図り応	道路の被害状況等の情報収集、情報共有を図り応急	
	急応策を行う。	応策を行う。	
第3編	3 応急対策及び情報収集	3 応急対策及び情報収集	播磨自動車道の全面開
第 10 章	(1) 災害対策基本法(第 76 条第 1 項)及び道路法	(1) 災害対策基本法(第 76 条第 1 項)及び道路法	通による追加
第3節	(第 46 条)に基づく応急対策等	(第 46 条)に基づく応急対策等	
(204P)	交通管理者は、災害応急対策が的確かつ円滑に行	交通管理者は、災害応急対策が的確かつ円滑に行	
	われるようにするため緊急の必要があると認めると	われるようにするため緊急の必要があると認めると	
	きは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の	きは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の	
	車両の道路における通行を禁止し、又は制限するこ	車両の道路における通行を禁止し、又は制限するこ	
	とができる。	とができる。	
	各道路管理者等は、道路の損壊その他の理由によ	各道路管理者等は、道路の損壊その他の理由によ	
	り、交通が危険である、若しくは危険になると認め	り、交通が危険である、若しくは危険になると認め	
	られる場合、管理する道路の保全と交通の危険を防	られる場合、管理する道路の保全と交通の危険を防	
	止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限	止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限	
	を行う。通行規制予定路線は、中国自動車道及び鳥	を行う。通行規制予定路線は、中国自動車道、播磨	
	取自動車道の異常降雨による通行止め基準及び事前	<u>自動車道</u> 及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止	
	通行規制区間のとおりとする。	め基準及び事前通行規制区間のとおりとする。	
	各道路管理者等は、情報連携し通行の禁止又は制	各道路管理者等は、情報連携し通行の禁止又は制	
	限に関する情報収集、情報共有を図る。	限に関する情報収集、情報共有を図る。	
	※ 中国自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通		
	行止め基準及び事前通行規制区間は、町防災計画資料編	降雨による通行止め基準及び事前通行規制区間は、町防	
	第2編「災害予防・応急対策計画」第10章「交通・輸送	災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第10	
	対策」第1「交通・輸送対策」4「中国自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準」及び5「事	章「交通・輸送対策」第1「交通・輸送対策」4「中国 自動車道、 <mark>播磨自動車道</mark> 及び鳥取自動車道の異常降雨に	
	前通行規制区間一覧表」のとおりである。	占動年度、福春日動年度及び海城日動年度の英市降雨に よる通行止め基準」及び5「事前通行規制区間一覧表」	
	13721477619411111	のとおりである。	
第3編	(2) 応急・復旧作業	(2) 応急・復旧作業	県計画に基づく修正

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第 10 章	① 道路復旧作業の実施	① 道路復旧作業の実施	・町管理道路の啓開・
第3節	各道路管理者等は、救急、消防、応急復旧対応の	各道路管理者等は、救急、消防、応急復旧対応の	災害復旧工事の代行要
(204P)	緊急輸送路を確保すること、また孤立集落の早期解	緊急輸送路を確保すること、また孤立集落の早期解	請に関することを追加
	消を図るため、緊急的・応急的に道路復旧作業を実	消を図るため、緊急的・応急的に道路復旧作業を実	
	施する。	施する。	
	② 応急復旧業務に係る建設業者等との協力	② 応急復旧業務に係る建設業者等との協力	
	各道路管理者等は、建設業者と連携・協力し、災	各道路管理者等は、建設業者と連携・協力し、災	
	害時に速やかに障害物等の除去、応急復旧等が可能	害時に速やかに障害物等の除去、応急復旧等が可能	
	な人員、機材等を確保する。	な人員、機材等を確保する。	
		③ 道路法(第17条第8項)に基づく町管理道路の	
		啓開・災害復旧工事の代行	
		町は、町が管理する町道について、道路の維持又	
		は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、町	
		で啓開又は災害復旧に関する工事が困難な場合、県	
		に代行を要請する。	
第3編	第1款 ガレキ対策	第1款 ガレキ対策	県計画に基づく修正
第 11 章	2 処理作業	2 処理作業	・ボランティア等の支
第1節	(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)	援を得て行う災害廃棄
(206P~207P)	(4) 県等への応援要請	(4) 県等への応援要請	物等の処理に関するこ
	ガレキ処分について、最終処分までの迅速な処理	ガレキ処分について、最終処分までの迅速な処理	とを追加
	が出来ない場合や町単独では対応が困難な場合、	が出来ない場合や町単独では対応が困難な場合、	
	「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」	「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」	
	に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行	に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行	
	j.	う。	
		また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害	
		廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議	
		会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を 調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の	
		調金、万担りるなどして、効率的に炎音廃棄物等の 搬出を行うものとする。	
第3編	 第1節 児童・生徒の教育対策	第1節 児童・生徒の教育対策	県計画に基づく修正
第 12 章	7 指定文化財等	第1日 元重・主使の教育対象	・文化財等に被害が発
第1節	町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理	・	生した場合、町教育員
(211P)	者は、被害が発生した場合、播磨西教育事務所を経	者は、被害が発生した場合、町教育委員会を経由し	会へ報告
(2111)	由して、県教育委員会に報告する。	て、県教育委員会に報告する。	
第3編	第1款 土砂災害	第1款 土砂災害	県計画に基づく修正

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第 15 章	6 近畿地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生	6 近畿地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生	・避難情報の変更
第1節	原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重	原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重	
(216P)	大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況にお	大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況にお	
	いて、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時	いて、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時	
	期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住	期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住	
	民の <u>避難勧告</u> 等の判断を行えるよう土砂災害が想定	民の <u>避難指示</u> 等の判断を行えるよう土砂災害が想定	
	される土地の区域及び時期に関する情報を提供する	される土地の区域及び時期に関する情報を提供する	
	こととなっており、町は情報の提供を受けた場合、	こととなっており、町は情報の提供を受けた場合、	
	住民等に防災行政無線、佐用チャンネル、さよう安	住民等に防災行政無線、佐用チャンネル、さよう安	
	全安心ネット等で防災情報の発信や <u>避難勧告</u> 等を発	全安心ネット等で防災情報の発信や <mark>避難指示</mark> 等を発	
	令する。	令する。	
	7 県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した	7 県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した	
	危険が認められる状況において、当該土砂災害が想	危険が認められる状況において、当該土砂災害が想	
	定される土地の区域及び時期を明らかにするための	定される土地の区域及び時期を明らかにするための	
	調査を行い、町が適切に住民の <u>避難勧告</u> 等の判断を	調査を行い、町が適切に住民の <mark>避難指示</mark> 等の判断を	
	行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時	行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時	
	期に関する情報を提供することとなっており、町は	期に関する情報を提供することとなっており、町は	
	情報の提供を受けた場合、住民等に防災行政無線、	情報の提供を受けた場合、住民等に防災行政無線、	
	佐用チャンネル、さよう安全安心ネット等で防災情	佐用チャンネル、さよう安全安心ネット等で防災情	
	報の発信や <u>避難勧告</u> 等を発令する。	報の発信や <u>避難指示</u> 等を発令する。	
第3編	第1款 被害家屋調査及びり災証明書の発行	第1款 被害家屋調査及びり災証明書の発行	県計画に基づく修正
第 17 章	2 り災証明書等の対象	2 り災証明書等の対象	・災害救助法の応急修
第1節	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害によ	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害によ	理制度の変更による
(219P)	り被害を受けた家屋について、全壊、流失、大規模	り被害を受けた家屋について、全壊、 <mark>全</mark> 流失、大規	
	半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水の証明	模半壊 <u>、中規模半壊</u> 、半壊 <u>、準半壊、準半壊に至ら</u>	
	をり災証明書で行う。なお、家屋以外の物件が被災	<u>ない(一部損傷)</u> の証明をり災証明書で行う。な	
	し、証明を必要とする場合、り災届出証明書で対応	お、家屋以外の物件が被災し、証明を必要とする場	
	する。	合、り災届出証明書で対応する。	
		※準半壊に至らない(一部損傷)には、床上浸	
		水、床下浸水を含む。	
第4編	第2節 激甚災害の指定に関する事項	第2節 激甚災害の指定に関する事項	県計画に基づく修正
第2章	1 激甚災害に係る財政援助措置	1 激甚災害に係る財政援助措置	・制度の改正による変
第2節	(1) \sim (2) (略)	$(1)\sim(2)$ (略)	更
(224P∼225P)	(3) 中小企業に関する特別の助成	(3) 中小企業に関する特別の助成	
	① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ④ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例 (4) その他の財政援助措置 ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ④ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例 ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ③ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 2 局地激甚災害に係る財政援助措置 (1)~(2) (略) (3) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ③ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例 ④ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例 (4) その他の財政援助措置 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) その他の財政援助措置 ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例 ⑤ 水防資材費の補助の特例 ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ② 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 2 局地激甚災害に係る財政援助措置 (1)~(2) (略) (3) 中小企業に関する特別の助成 ① 中小企業に関する特別の助成 ① 中小企業に関する特別の助成 ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 (4) その他の財政援助措置 公共土木施設、公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	工体在四个
第4編第3音	第1節 住宅の復旧・再建支援	第1節 住宅の復旧・再建支援	県計画に基づく修正
第3章	1 災害公営住宅	1 災害公営住宅	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第1節	$(1) \sim (2)$	$(1) \sim (2)$	・災害公営住宅の入居
(228P)	(3) 入居基準	(3) 入居基準	基準の変更
	次のいずれにも該当する者とする。	次のいずれにも該当する者とする。	
	① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること	① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること	用語の適正化(障がい
	② 当該災害発生後3箇年は政令月収が26.8万円	② 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額	者)
	以下の世帯であること(政令月収とは、世帯の	以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯	
	総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規	であること。(政令月収とは、世帯の総所得か	
	<u>定される諸控除を除いた額の 1/12)</u>	ら同令第1条第3号に規定される諸控除を除い	
	③ 現に同居し、又は同居しようとする親族があ	<u>た額の1/12)</u>	
	る世帯であること(ただし、老人、身体障害者		
	その他の特に居住の安定を図る必要がある者と		
	して公営住宅法施行令で定める者にあっては、 本項は適用しない)		
	<u> </u>	(4)~(7) (略)	
	(4) - (7) (47) (8) 住宅建設に伴い必要となる諸対策	(8) 住宅建設に伴い必要となる諸対策	
	地域の状況により、集会施設、商業施設、医療	地域の状況により、集会施設、商業施設、医療	
	施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自	施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自	
	主的な地域組織づくりを促進する。また、福祉、	主的な地域組織づくりを促進する。また、福祉、	
	医療サービス等が必要な独居高齢者や障害者等の	医療サービス等が必要な独居高齢者や障がい者等	
	入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通	の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話	
	訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたき	通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じた	
	め細かな対応に努める。	きめ細かな対応に努める。	
第5編	第2節 町復興本部の組織・運営	第2節 町復興本部の組織・運営	佐用町組織変更に伴う
第1章	1 本部員の任務	1 本部員の任務	時点修正
第2節	職構成員任務	職 構成員 任務 本部の事務を総理し、本部を代表する 本部の事務を総理し、本部を代表する	
(231P)	本部長町長 本部長を補佐し、本部長に事故があ	る。 ・ 本部長を補佐し、本部長に事故があ	
	副本部長 副 町 長・教 育 長 るときは、その職務を代理する。 企画防災課長・総務課長・商工観光	空間 で で で で で で で で で	
	課長・生涯学習課長・住民課長・健康福祉課長・高年介護課長・農林振	課長・商工観光課長・生涯学習課長・ 住民課長・健康福祉課長・高年介護	
	本 部 員 興課長・建設課長・教育委員会教育 本部長の定めるところにより本部 の事務に従事する	本 部 員 課長・農林振興課長・建設課長・教 本部長の定めるところにより本部 育委員会教育課長・上下水道課長・ の事務に従事する。	
	課長・上下水道課長・会計課長・税 務課長・議会事務局長・各支所長・	会計課長・税務課長・議会事務局長・ 各支所長・西はりま消防組合佐用消	
	西はりま消防組合佐用消防署長	防署長	
	2 各部の分掌事務	2 各部の分掌事務	
	表内 統括部 (総務課 広報室)	表内 統括部(<mark>情報政策課</mark> 広報室)	